令和８年度設計業務等標準積算基準（公表用）

福島県土木部で適用する設計業務等標準積算基準は、国土交通省の設計業務等標準積算基準書に準じ改定し適用しています。

国土交通省の設計業務等標準積算基準書については、国土交通省大臣官房技術調査課監修により「令和８年度版　設計業務等標準積算基準書 設計業務等標準積算基準書（参考資料）（以下「国版」という。）」が以下のとおり発刊・市販されていることから、福島県が独自に制定している部分について、国版を補足するものとして公表します。

令和８年度版　設計業務等標準積算基準書 設計業務等標準積算基準書（参考資料）
※定価　5,610円（税込み）

発行元　一般財団法人　経済調査会

設計業務等標準積算基準

令和８年10月１日

この図書の全部または一部について
販売目的のために、複写（複製、転載、
磁気データ作成等）することを禁止する。

福 島 県 土 木 部

総　目　次

設計業務等標準積算基準

第１編　測 量 業 務

第１章　測量業務積算基準

第１節　測量業務積算基準 …… 1－1－　1

第２章　測量業務標準歩掛

第１節　共　　通 …… 1－2－　1
第２節　基準点測量 …… 1－2－　2
第３節　水 準 測 量 …… 1－2－　9
第４節　路 線 測 量 …… 1－2－ 16
第５節　河 川 測 量 …… 1－2－ 26
第６節　深 浅 測 量 …… 1－2－ 35
第７節　用 地 測 量 …… 1－2－ 42
第８節　空中写真測量 …… 1－2－ 52
第９節　現 地 測 量 …… 1－2－ 71
第10節　航空レーザ測量 …… 1－2－ 74
第11節　三次元点群測量 …… 1－2－ 83
第12節　機械経費等 …… 1－2－ 86

第２編　地質調査業務

第１章　地質調査積算基準

第１節　地質調査積算基準 …… 2－1－　1

第２章　地質調査標準歩掛等

第１節　共　　通 …… 2－2－　1
第２節　機械ボーリング（土質ボーリング・岩盤ボーリング） …… 2－2－　2
第３節　弾性波探査業務 …… 2－2－ 24
第４節　軟弱地盤技術解析 …… 2－2－ 28
第５節　地すべり調査 …… 2－2－ 32

第３編　土木設計業務

第１章　土木設計業務等積算基準

第１節　土木設計業務等積算基準 …… 3－1－　1
第２節　設計留意書の作成 …… 3－1－　3
第３節　電子成果物作成費 …… 3－1－　4

第４節　中間技術審査 …… 3－1－　5

第２章　土木設計業務等標準歩掛

第１節　共　　通 …… 3－2－　1
第２節　道路設計標準歩掛 …… 3－2－　3
第３節　交差点設計 …… 3－2－ 13
第４節　道路休憩施設設計 …… 3－2－ 19
第５節　歩道詳細設計 …… 3－2－ 24
第６節　道路設計関係その他設計等 …… 3－2－ 26
第７節　一般構造物設計 …… 3－2－ 27
第８節　橋 梁 設 計 …… 3－2－ 57
第９節　地下横断歩道等設計 …… 3－2－ 96
第10節　トンネル設計 …… 3－2－100
第11節　共同溝設計 …… 3－2－106
第12節　電線共同溝（C・C・Box）設計 …… 3－2－113
第13節　仮設構造物詳細設計 …… 3－2－119
第14節　河川構造物設計 …… 3－2－128
第15節　砂防構造物設計 …… 3－2－142

第４編　調査，計画業務

第１章　調査，計画標準歩掛

第１節　共　　通 …… 4－1－　1
第２節　洪水痕跡調査業務 …… 4－1－　2
第３節　河川水辺環境調査（河川空間利用実態調査） …… 4－1－　7
第４節　道路施設点検業務 …… 4－1－　9
第５節　道路環境調査 …… 4－1－ 31
第６節　交通量推計業務 …… 4－1－ 40
第７節　機械経費等 …… 4－1－ 42

設計業務等標準積算基準（参考資料）

第１編　総　　則

第１章　総　　則（参考資料）

第１節　用語の定義 …… 参1－1－　1
第２節　設計等における数値の扱い …… 参1－1－　1
第３節　冬期歩掛補正 …… 参1－1－　6
第４節　機械損料の適用 …… 参1－1－　6

第２章　積算基準（参考資料）

第１節　積 算 基 準 …… 参1－2－　1

第２編　測量業務関係

第１章　測量業務積算基準（参考資料）

第１節　測量業務積算基準 …… 参2－1－　1

第２章　測量業務標準歩掛（参考資料）

第１節　基準点測量 …… 参2－2－　1
第２節　路 線 測 量 …… 参2－2－　3
第３節　深 浅 測 量 …… 参2－2－　5
第４節　用 地 測 量 …… 参2－2－　6
第５節　空中写真測量 …… 参2－2－ 12
第６節　航空レーザ測量 …… 参2－2－ 24
第７節　測量業務標準歩掛における機械経費等の構成 …… 参2－2－ 31

第３編　地質調査業務関係

第１章　地質調査積算基準（参考資料）

第１節　地質調査積算基準 …… 参3－1－　1

第２章　地質調査運用（参考資料）

第１節　機械ボーリング …… 参3－2－　1
第２節　サウンディング及び原位置試験 …… 参3－2－　6
第３節　地表地質調査 …… 参3－2－　7
第４節　足 場 仮 設 …… 参3－2－　9
第５節　その他の間接調査費 …… 参3－2－ 11
第６節　地すべり調査 …… 参3－2－ 12

第４編　土木設計業務等関係

第１章　土木設計業務等運用（参考資料）

第１節　運 用 基 準 …… 参4－1－　1
第２節　道路計画・設計 …… 参4－1－　3
第３節　道路休憩施設設計 …… 参4－1－　7
第４節　一般構造物設計 …… 参4－1－　8
第５節　橋 梁 設 計 …… 参4－1－ 39
第６節　共同溝設計 …… 参4－1－ 51
第７節　電線共同溝（C・C・Box）設計 …… 参4－1－ 55
第８節　仮設構造物詳細設計 …… 参4－1－ 57
第９節　河川構造物設計 …… 参4－1－ 67
第10節　砂防構造物設計 …… 参4－1－ 70
第11節　「設計業務におけるコスト縮減及びリサイクル推進対策」の運用基準 …… 参4－1－ 74

第５編　その他調査，計画業務関係

第１章　その他調査，計画業務（参考資料）

第１節　道路環境調査 …… 参5－1－　1
第２節　交通量推計業務 …… 参5－1－　3
第３節　流量観測作業関係 …… 参5－1－　5
第４節　調査，計画業務標準歩掛における機械経費等の構成 …… 参5－1－ 12

第６編　(一財)ふくしま市町村支援機構に委託する積算業務

第１章　積算業務委託積算基準

第１節　積算業務委託積算基準 …… 参6－1－　1

第７編　参　考　資　料

A．災害復旧事業業務委託積算基準 …… 参7－A－　1
第１節　災害復旧事業業務委託積算基準の運用 …… 参7－A－　1
第２節　測量業務委託積算基準 …… 参7－A－　2
第３節　土木設計業務等委託積算基準 …… 参7－A－ 11

B．発注者支援業務 …… 参7－B－　1
第１節　発注者支援業務委託 …… 参7－B－　1
第２節　補完業務委託積算基準 …… 参7－B－　7

設計業務等標準積算基準

第１編　測　量　業　務

第２編　地　質　調　査　業　務

第３編　土　木　設　計　業　務

第４編　調　査，　計　画　業　務

第１編　測　　量　　業　　務

第1章　測量業務積算基準

１－５　近接して発注したい場合の積算

原則として調整計算はしないものとする。

１－６　安全費の積算

安全費とは，当該測量業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり，現場状況により，以下の⑴又は⑵により算定した額とする。なお，安全対策上必要となる経費とは，主に交通誘導員，熊対策ハンター，ハブ対策監視員及びこれに伴う機材等に係わるものをいう。

⑴　交通誘導員等に係わる安全費を算出する業務は，主として現道上で連続的に行われ，且つ安全対策が必要となる場合を対象とし，当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。

（安全費）＝｛(直接測量費）－（往復経費）－（成果検定費等)｝×（安全費率）

注）１．上式の直接測量費は，安全費を含まない費用である。

２．上式の往復経費とは，宿泊を伴う場合で積算上の基地から滞在地までの旅行等に要する旅費交通費及び旅行時間に係る直接人件費の費用である。

３．成果検定費等には登記手数料を含む。

安全費率は表－２を標準とする。

表－２　安全費率

地域／場所	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	その他
主として現道上	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%

注）１．地域が複数となる場合は，地域毎の区間（距離）を重量とし，加重平均により率を小数第１位（小数第２位を四捨五入）まで算出する。

⑵　⑴によりがたい場合及び熊対策ハンター，ハブ対策監視員及びこれに伴う機材等に係わる安全費を算出する業務は，現場状況に応じて積上げ計算により算出する。

１－７　電子成果物作成費

コード番号	Ｚ００１４

「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」並びに「測量成果電子納品要領」に基づく電子成果物の作成費用は，次の計算式により算出するものとする。

ただし，これによりがたい場合は別途計上する。

電子成果物作成費（千円）＝$2.3\,x^{0.44}$

ただし，ｘ：直接人件費（千円）

（注）１．上式の電子成果物作成費の算出にあたっては，直接人件費を千円単位（小数点以下切り捨て）で代入する。

２．算出された電子成果物作成費（千円）は，千円未満を切り捨てる（小数点以下切り捨て）ものとする。

３．電子成果物作成費の上下限については，上限：170千円，下限：10千円とする。

第2章　測量業務標準歩掛

第2編　地　質　調　査　業　務

第1章　地質調査積算基準

第2章　地質調査標準歩掛等

第3編　土 木 設 計 業 務

第１章　土木設計業務等積算基準

第３節　電子成果物作成費

３－１　電子成果物作成費

「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」並びに「土木設計業務等の電子納品要領」に基づく電子成果物の作成費用は，次の計算式により算出するものとする。

ただし，これによりがたい場合は別途計上する。

⑴　概略設計，予備設計又は詳細設計

コード番号	Ｚ００１４

電子成果物作成費（千円）＝$6.9\,x^{0.45}$

ただし，ｘ：直接人件費（千円）

⑵　その他の設計業務（⑴以外）

コード番号	Ｚ００１４

電子成果物作成費（千円）＝$5.1\,x^{0.38}$

ただし，ｘ：直接人件費（千円）

（注）１．上式の電子成果物作成費の算出にあたっては，直接人件費を千円単位（小数点以下切り捨て）で代入する。

２．算出された電子成果物作成費（千円）は，千円未満を切り捨てる（小数点以下切り捨て）ものとする。

３．電子成果物作成費の上下限については，

⑴の場合，上限：700千円，下限：20千円，

⑵の場合，上限：250千円，下限：20千円とする。

（参考）「⑴概略設計，予備設計又は詳細設計」の例

…「第３編　土木設計業務」に記載の設計業務，「参考資料　第７編　Ａ．災害復旧事業業務委託設計基準」の「土木設計業務等委託設計基準」による設計業務など

「⑵その他の設計業務（⑴以外）」の例

…「第２編　地質調査業務」，「第４編　調査，計画業務」で「土木設計業務等積算基準」によることとするとされている業務による書類作成業務など

第４節　中間技術審査

中間技術審査を実施する場合は，当該設計業務の設計協議の中間打合せの歩掛に準じて積算することを標準とする。

ただし，中間技術審査に管理技術者の立会を求める場合は，その旨特記仕様書に明記の上，当該設計業務の設計協議の成果物納入時の歩掛に準じるものとする。

中間技術審査

コード番号	ＳＣ０９５

（１回当たり）

	主任技師	技師A	技師B	摘　　要
中間技術審査				該当設計業務の打合せの中間打合せ１回当たりの人員（業務難易度が低い業務において管理技術者の立会いを求める場合は成果物納入時の人員）

第２章　土木設計業務等標準歩掛

第２章　土木設計業務等標準歩掛

費目コード	Ｘ６０００

第１節　共　　通

１－１　打 合 せ 等

コード番号	ＳＣ０９０

⑴　標準歩掛Ａ（業務難易度が標準的な場合）

区　　分		主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	備　　考
打合せ	業務着手時	0.5	0.5	0.5		（対面）
	中間打合せ	0.5	0.5	0.5		１回当たり（対面）
	成果物納入時	0.5	0.5	0.5		（対面）
関係機関打合せ協議		0.5	0.5			１機関１回当たり（対面）

備考　１．打合せ，関係機関打合せ協議には，打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間１時間程度以内）を含むものとする。

２．打合せ，関係機関打合せ協議には，電話，電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。

３．中間打合せの回数は，各節によるものとし，各節に記載が無い場合は必要回数（５回を標準）を計上する。打合せ回数を変更する場合は，１回当たり，中間打合せ１回の人員を増減する。

なお，複数分野の業務を同時に発注する場合は，主たる業務の打合せ回数を適用し，それ以外の業務については，必要に応じて中間打合せ回数を計上する。

４．関係機関打合せ協議の回数は，１機関当たり１回程度とし，関係機関打合せ協議の回数を増減する場合は，１回当たり，関係機関打合せ協議１回の人員を増減する。なお，発注者のみが直接関係機関と協議する場合は，関係機関打合せ協議を計上しない。

⑵　標準歩掛Ｂ（業務難易度が低い場合）

区　　分		主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	備　　考
打合せ	業務着手時	0.5	0.5			（対面）
	中間打合せ		0.5	0.5		１回当たり（対面）
	成果物納入時	0.5	0.5			（対面）
関係機関打合せ協議		0.5	0.5			１機関当たり（対面）

備考　１．打合せ，関係機関打合せ協議には，打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間１時間程度以内）を含むものとする。

２．打合せ，関係機関打合せ協議には，電話，電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。

３．中間打合せの回数は，各節によるものとし，各節に記載が無い場合は必要回数を計上する。打合せ回数を変更する場合は，１回当たり，中間打合せ１回の人員を増減する。

なお，複数分野の業務を同時に発注する場合は，主たる業務の打合せ回数を適用し，それ以外の業務については，必要に応じて中間打合せ回数を計上する。

４．関係機関打合せ協議の回数は，１機関当たり１回程度とする。なお，発注者のみが直接関係機関と協議する場合は，関係機関打合せ協議を計上しない。

５．業務難易度が低い場合とは，単純な業務で，複数の担当技術者を要しない場合等をいう。

第4編　調 査,　計 画 業 務

第1章　調査，計画標準歩掛

４－２　橋梁定期点検業務積算基準

４－２－１　適 用 範 囲

この積算基準は，「橋梁定期点検要領（令和６年３月）国土交通省道路局国道・技術課」（以下，「定期点検要領」という）および「橋梁における第三者被害予防措置要領（案）（平成28年12月）国土交通省道路局国道・防災課」（以下，「第三者要領」という）に基づき実施する橋梁定期点検業務に適用する。

なお，上記資料に改正が生じた場合は，本積算基準の運用については別途考慮する。

また，本積算基準は国土交通省管理の橋梁定期点検業務に適用するものであり，県管理の橋梁定期点検業務は，特別な場合を除き，「土木関係委託積算基準　橋梁点検業務」によるものとする。

４－２－２　業務委託料

１．業務委託料の構成

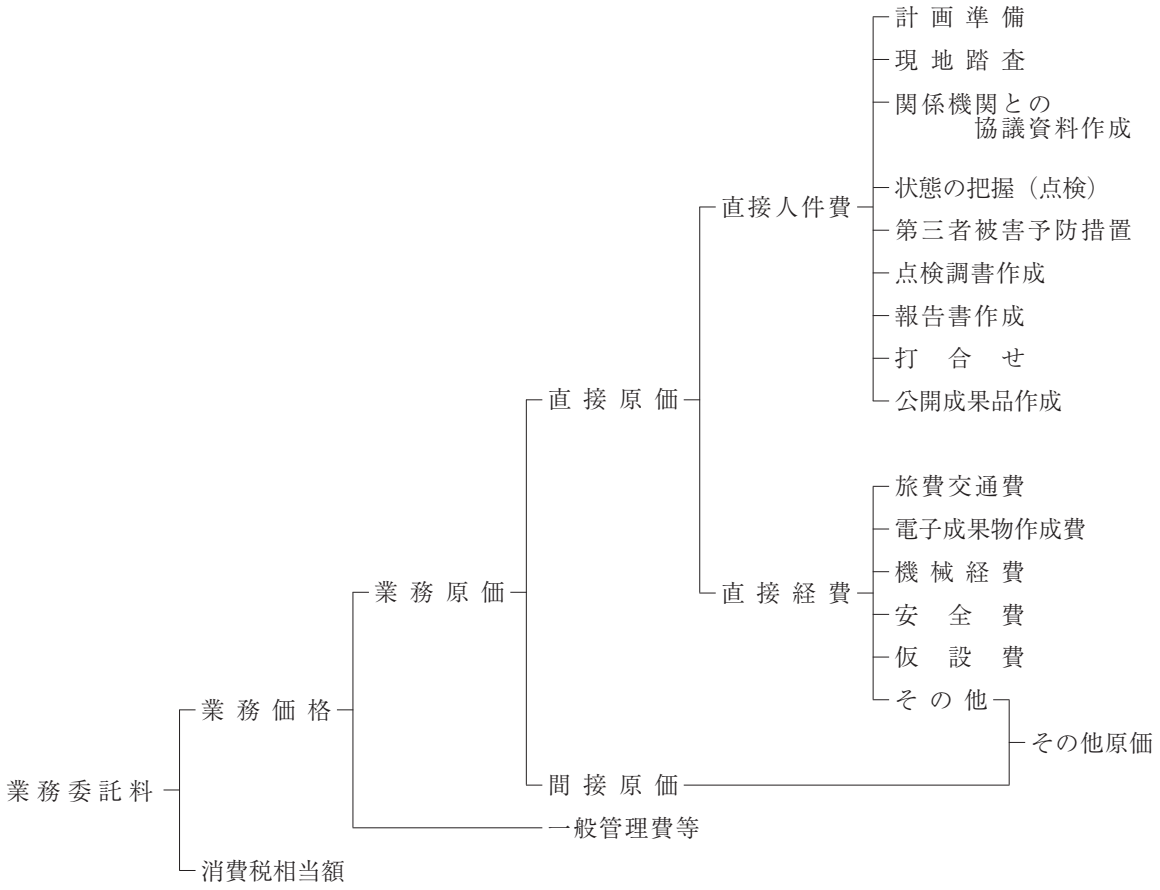

第５節　道路環境調査

費目コード	Ｘ１０００	Ｘ６０００

５－１　道路環境調査業務等積算基準

５－１－１　適 用 範 囲

この積算基準は，道路事業に係わる環境調査業務等を委託等により実施する場合に適用する。調査内容は，「道路環境影響評価の技術手法（㈶道路環境研究所発行）」に基づく既存資料調査及び現地調査とする。

なお，上記資料に改正が生じた場合は，本積算基準の運用については，別途考慮する。

５－１－２　業務等の費用等

⑴　業務等の費用及び積算等

１）業務等の内「現地調査」に係わる費用及び積算等（「報告書作成」を除く。）は，「測量業務積算基準」による。

２）業務等の内「既存資料調査」に係わる費用及び積算並びに「報告書作成」に係わる費用及び積算等は，「土木設計業務等積算基準」による。

５－２　打　合　せ

⑴　既存資料調査（大気質，騒音及び振動）

打合せ等に係る歩掛は，土木設計業務等標準歩掛第１節共通１－１打合せ等による。

中間打合せの回数は１回を標準とするが，必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ回数を増減する場合は，１回当たり，中間打合せ１回の人員を増減する。

⑵　現地調査（大気質，騒音及び振動）

打合せ等に係る歩掛は，測量業務標準歩掛第１節共通１－１打合せ等による。

中間打合せの回数は１回を標準とするが，必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ回数を増減する場合は，１回当たり，中間打合せ１回の人員を増減する。

5－3　大　気　質

(1)　既存資料調査

1）計画準備

（1業務当たり）

職種 / 区分	直接人件費					
	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
計画準備			1.5	1.5		

2）資料収集整理

（1業務当たり）

職種 / 区分	直接人件費					
	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
資料収集整理				2.0	2.5	

（注）1．資料とは，原則として国または地方公共団体等の公的機関から入手可能な公表資料をいう。

(2)　現地調査

1）現地踏査

（1業務当たり）

職種 / 区分	直接人件費				
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
現地踏査		1.0	1.0		

（注）1業務とは，窒素酸化物，浮遊粒子状物質，風向･風速の現地調査を行う業務の全体をいう。

2）実施計画書の作成

（1業務当たり）

職種 / 区分	直接人件費				
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
実施計画書の作成		1.0	1.0		

（注）1業務とは，窒素酸化物，浮遊粒子状物質，風向･風速の現地調査を行う業務の全体をいう。

3）監　　督

現地測定を行う者等が兼ねることを原則とするが，基地数，測定箇所等を考慮して，必要な場合は騒音及び振動に準じて計上することができる。

4）点検及び調整

（1季1箇所当たり）

職種 / 区分	直接人件費				
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
点検及び調整		0.5	0.5		

（注）1．本表は，大気質現地調査を短期間（連続して7日間）発注した場合に観測の当初に点検及び調整を行う歩掛の標準である。

2．超勤割増しは行わない。

3．必要に応じてライトバン運転費を計上する。ライトバンは1.5Lとし，運転労務費は計上しない。

5）予備試験及び現地準備

（1季1箇所当たり）

職種 / 区分	直接人件費				
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
予備試験		1.0	1.0		
現地準備		0.5	1.0	1.0	

（注）1．本表は，窒素酸化物，浮遊粒子状物質及び風向･風速の測定を行う場合の標準である。

6）現地測定

（1季1箇所当たり）

職種 / 区分	直接人件費				
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
現地測定			7.0		

（注）1．本表は原則として観測箇所に基地を設置し，窒素酸化物，浮遊粒子状物質及び風向・風速を連続して7日間観測する場合に適用する。

2．観測箇所及び本部（観測箇所が複数の場合，本部も1箇所として計上する。）との連絡については，必要に応じてライトバン運転費を計上する。ライトバンは1.5Lとし運転労務費は計上しない。

3．調査員は，計器類の日々の保守点検，記録用紙の取り替え，故障時の連絡等を行うものとし，保安要員を兼ねるものとする。

4．現地測定に使用する機械器具，電気，土地借り上げ等の損料は別途計上する。

7）資料整理（一次整理）

（1季1箇所当たり）

区分 ＼ 職種			直接人件費				
			測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
資料整理	一次整理	窒素酸化物		0.5	1.5	2.0	
		浮遊粒子状物質		0.5	1.0	1.5	
		風向・風速		0.5	1.5	2.0	
		合計		1.5	4.0	5.5	

（注）1．本表は，資料の読み取り，一覧表の作成に適用する。

8）資料整理（二次整理）

（1季1箇所当たり）

区分 ＼ 職種	直接人件費				
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
資料整理・二次整理		0.5	1.0	1.0	

（注）1．本表は，一次整理資料を基にした作図，作表及び考察等に適用する。

9）跡片付け

（1季1箇所当たり）

区分 ＼ 職種	直接人件費				
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
跡片付け		0.5	1.0	1.0	

10）諸官庁への手続き

諸官庁への手続きが必要な場合は下表を追加する。

（1業務当たり）

区分 ＼ 職種	直接人件費				
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
諸官庁への手続き			1.0		

５－４　騒音及び振動

⑴　既存資料調査

１）計画準備

（１業務当たり）

職種 / 区分	直接人件費					
	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
計画準備			2.0	1.0		

２）資料収集整理

（１業務当たり）

職種 / 区分	直接人件費					
	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
資料収集整理				1.5	1.5	

（注）１．資料とは，原則として国または地方公共団体等の公的機関から入手可能な公表資料をいう。

３）周辺状況調査

周辺状況調査を行う場合は下表を追加する。

（１業務当たり）

職種 / 区分	直接人件費					
	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
周辺状況調査			1.5	1.0		

⑵　現地調査

１）現地踏査

（１業務当たり）

職種 / 区分	直接人件費				
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
現地踏査		1.0	1.0		

（注）１業務とは，発生する騒音及び振動の現地調査を行う業務の全体をいう。

２）実施計画書の作成

（１業務当たり）

職種 / 区分	直接人件費				
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
実施計画書の作成		1.0	1.0		

（注）１業務とは，発生する騒音及び振動の現地調査を行う業務の全体をいう。

3）監　　督

（観測日１日当たり）

職　種 区　分	直　接　人　件　費				
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
監　督		2.0			

（注）１．監督は，測定精度の確保等を考慮して配置するものであり，計上に当たっては特記仕様書で義務づけること。

２．監督調査員の労務単価は，基準日額に超過勤務手当を加算した補正単価とし，２交代勤務として積算する。

３．測定点数及びケースによる歩掛の増減は原則として行わない。ただし，特別な場合で本表により難い場合は別途計上する。

４．観測は24時間の観測を標準とする。

4）現地準備

（１箇所当たり）

職　種 区　分	直　接　人　件　費				
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
現地準備			0.5	0.5	

（注）１．現地での測定機器の据え付け，配線，測定点を出すための距離測定等に適用する。

5）現地測定

（１地点，観測日１日当たり）

職　種 区　分			直　接　人　件　費				
			測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
現地測定	レベルレコーダ	１地点			2.0		
	レベル演算処理機	１地点 １測点			2.0		
		１地点 ４測点			2.0	2.0	
		１地点 ８測点			2.0	4.0	
	テープレコーダ	１地点				1.0	

（注）１．レベルレコーダを使用する場合

・本表は単独測定の場合の標準である。測定成分（騒音，振動（Ｚ）ごとに１地点とする。

・調査員の労務単価は，基準日額に超過勤務手当を加算した補正単価とし，２交代勤務として積算する。

２．レベル演算処理器を使用する場合

・１地点とは，１つの測定場所のことであり，同時に多数点の測定を行う場合には各測点がケーブルの延長（100m程度）範囲以内に点在する場所をいう。なお，100m程度以上離れている場合，またはケーブルを張るのに支障がある場合は，別地点として扱うものとする。

・調査員の労務単価は，基準日額に超過勤務手当を加算した補正単価とし，２交代勤務として積算する。

・レベル演算処理器の選択は，４測点以内の場合は４チャンネル用とし，５～８測点については５～８チャンネル用とする。

・測点数とは，騒音計及び振動計（測定成分Ｚ）の延べ測点数をいう。

３．地盤卓越振動数を測定するためデータレコーダを使用する場合

・測定は，１箇所につき大型車の単独走行を対象に10回測定するものとする。

・超勤割増しは原則として行わない。ただし，夜間測定等ケースによっては別途計上するものとする。

・１日当りの測定点数は発注するケースにより判断するものとする。

４．現地測定に使用する機械器具の損料は，別途計上する。

５．必要に応じてライトバン運転費を計上する。ライトバンは1.5Ｌとし，運転労務費は計上しない。

６．観測は24時間の観測を標準とする。

６）一次整理

（１箇所当たり）

区分 ＼ 職種		直接人件費				
		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
一次整理	騒音レベル			1.5	1.5	
	振動レベル			1.5	1.5	
	地盤卓越振動数			0.5	0.5	

（注）１．本表は，資料の読み取り，一覧表の作成に適用する。

２．１箇所とは，１測定箇所の騒音，振動，地盤卓越振動数の資料をいう。

７）二次整理

（１箇所当たり）

区分 ＼ 職種	直接人件費				
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
二次整理（騒音及び振動）		0.5	1.0	1.0	

（注）１．本表は，一次整理資料を基にした作図，作表及び考察等に適用する。

２．１箇所とは，１測定箇所の騒音，振動，地盤卓越振動数の資料をいう。

8）交通量調査

（1箇所当たり）

区分 ＼ 職種			直接人件費				
			測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
交通量調査	昼間12時間交通量	1～10,000					3.0
		10,001～20,000					4.0
		20,001～30,000					5.0
		30,001～50,000					6.0
		50,001～10,000増毎					1.0
	夜間12時間交通量	1～10,000					4.0
		10,001～20,000					5.0
		20,001～30,000					6.0
		30,001～50,000					7.0
		50,001～10,000増毎					1.0

（注）1．本表は，車種別，上・下方向別交通量調査の歩掛である。

2．騒音及び振動現地調査作業で1時間当り10分間の資料を要求する場合には，時間交通量とともに10分間の数値も記録させるものとする。また，同時に行う平均走行速度調査については，歩掛に含まれているものとし，別途計上しない。

3．交通量調査員は，基準日額に超過勤務手当を加算した補正単価とする。

4．必要に応じてライトバン運転費を計上する。ライトバンは1.5Lとし，運転労務費は計上しない。

9）資料整理（交通量）

（1箇所当たり）

区分 ＼ 職種	直接人件費				
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
資料整理（交通量）			1.0	1.5	

（注）1．資料整理とは，方向別車種別の交通量及び平均走行速度を整理し，作図作表を行う作業をいう。

10）跡片付け

（1箇所当たり）

区分 ＼ 職種	直接人件費				
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
跡片付け			0.5	0.5	0.5

11）諸官庁への手続き

諸官庁への手続きが必要な場合は下表を追加する。

（１業務当たり）

職種 / 区分	直接人件費				
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
諸官庁への手続き			1.0		

12）交通量監督

交通量観測地点と騒音及び振動の観測地点が離れていて別途監督が必要な場合は下表を追加する。

（観測日１日当たり）

職種 / 区分	直接人件費				
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
交通量監督		2.0			

（注）１．監督調査員の労務単価は，基準日額に超過勤務手当を加算した補正単価とし，２交代勤務として積算する。

２．本表は24時間観測の場合であり，12時間のみの調査の場合は測量技師1.0人とする。

５－５　報告書作成

(1)　既存資料調査

（１業務当たり）

職種 / 区分	直接人件費					
	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
大気質			1.5	1.0	2.0	
騒音及び振動				1.5	1.5	

（注）１．計上に当たっては，各区分のうち実施して報告書に取りまとめる必要のあるもののみを対象とすること。

２．報告書等の電子成果物作成費等は，別途計上する。

(2)　現地調査

（１業務当たり）

職種 / 区分	直接人件費					
	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
大気質			1.5	2.0	2.5	
騒音及び振動			2.0	2.5	2.5	

（注）１．計上に当たっては，各区分のうち実施して報告書に取りまとめる必要のあるもののみを対象とすること。

２．報告書等の電子成果物作成費等は，別途計上する。

第６節　交通量推計業務

費目コード	Ｘ６０００

６－１　適用範囲

本歩掛は，現況道路網をもとに，バイパス等に伴う将来道路網に対し将来交通量を推計し，整備計画等の整理を行う業務に適用する。

６－２　業務委託料の積算

「土木設計業務等積算基準」に準ずる。

６－３　業務区分

交通量推計業務における業務区分は以下のとおりとする。

業務区分		業務の範囲
計画準備		業務目的・主旨を把握し，設計図書に示す業務内容を確認し，業務概要，実施方針，業務工程，組織計画，打合せ計画等を記載した業務計画書を作成する作業。
交通量配分用データの作成	現況データ作成	配分対象地域に即した現況道路網（ネットワーク，配分用条件）の設定を行ったものを基に，ゾーニング及び現況 OD 表を作成する作業。
	将来データ作成	現況配分用データを基に将来交通量配分を行うためのネットワークの作成及び将来 OD 表を作成する作業。
交通量配分	現況交通量配分	現況配分用データを基に，交通量配分手法により配分計算を行い，現況交通量との照合を行う作業。
	将来交通量配分	将来配分用データを基に，交通量配分手法により配分計算を行い，集計整理した評価項目について整理分析し，整備計画の基本条件の整理を行う作業。
報告書作成		業務全体の成果をとりまとめ，報告書を執筆する作業。

6－4　標準歩掛

(1)　標準歩掛

（1業務当たり）

区分＼職種		直接人件費					
		技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
計画準備			0.5	1.0	1.0		
交通量配分用データの作成	現況データ作成			4.0	5.5	7.0	10.0
	将来データ作成			1.5	3.0	3.5	5.0
交通量配分	現況交通量配分		1.0	2.0	3.5	4.0	5.5
	将来交通量配分		1.0	1.5	2.0	3.0	5.0
報告書作成			2.0	2.5	3.0	3.0	2.5
合計			4.5	12.5	18.0	20.5	28.0

（注）1．上表歩掛の将来交通量配分は，将来配分のケース数が「1ケース」の場合である。

2．既存の現況交通量配分結果を基に，将来交通量配分を行う場合は「交通量配分用データの作成（現況データ作成）」及び「交通量配分（現況交通量配分）」は，計上しない。

3．各業務区分には，照査を含む。

(2)　標準歩掛の補正

「将来交通量配分」の，将来交通量配分のケース数による補正は，次式による。

将来交通量配分歩掛＝（標準歩掛）×｛1＋（n－1）×0.25｝

n＝ケース数

（注）1．将来交通量配分のケース数は，1～20ケースまでとし，20ケースを超える場合は別途計上する。

(3)　電子計算機使用料

電子計算機使用料は，上表歩掛の直接人件費合計額に対し5％を計上する。

6－5　打合せ

中間打合せは2回を標準とし，必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ回数を増減する場合は，1回当たり，中間打合せ1回の人員を増減する。

設計業務等標準積算基準

（参 考 資 料）

第１編　総　　則

第２編　測　量　業　務　関　係

第３編　地　質　調　査　業　務　関　係

第４編　土　木　設　計　業　務　等　関　係

第５編　その他調査，計画業務関係

第６編　（一財）ふくしま市町村支援機構
　　に　委　託　す　る　積　算　業　務

第７編　参　　考　　資　　料

第１編　総　　則

第１編　総　則

第１章　総　則（参考資料）

第１節　用語の定義 …… 参1－1－ 1
第２節　設計等における数値の扱い …… 参1－1－ 1
２－１　設計価格等の扱い …… 参1－1－ 1
２－２　端数処理等の方法 …… 参1－1－ 1
２－３　設計表示単位 …… 参1－1－ 2
第３節　冬期歩掛補正 …… 参1－1－ 6
３－１　冬期歩掛補正 …… 参1－1－ 6
第４節　機械損料の適用 …… 参1－1－ 6

第２章　積算基準（参考資料）

第１節　積 算 基 準 …… 参1－2－ 1
１－１　技術者の職種区分 …… 参1－2－ 1
１－２　旅費交通費 …… 参1－2－ 3
１－２－１　積算上の基地 …… 参1－2－ 3
１－２－２　旅費交通費の率を用いた積算 …… 参1－2－ 3
１－２－３　旅費交通費の率を用いない積算 …… 参1－2－ 7
１－３　打　合　せ …… 参1－2－ 9
１－４　旅費交通費，打合せ単価表 …… 参1－2－10
１－４－１　各項目の計上数量 …… 参1－2－10
１－４－２　測 量 業 務 …… 参1－2－12
１－４－３　地質調査業務 …… 参1－2－12
１－４－４　土木設計業務等 …… 参1－2－13
１－５　技術者・労務単価 …… 参1－2－13
１－６　技術者基準日額時間外手当の算出 …… 参1－2－13
１－７　精度管理費係数の適用 …… 参1－2－14
１－８　諸経費率等の扱い …… 参1－2－15
１－８－１　諸経費率等の適用 …… 参1－2－15
１－８－２　近接して発注する場合 …… 参1－2－15
１－９　設計変更の積算方法 …… 参1－2－15
１－10　電子成果物作成費早見表 …… 参1－2－16

第３節　冬期歩掛補正

３－１　冬期歩掛補正

⑴　冬期屋外作業の歩掛補正は，工期が11月１日以降に始まり，当該年度の３月31日までにある業務委託で，かつ12月１日から３月31日までの期間が全工期の２分の１を超える測量及び地質調査業務委託等について補正の対象とする。

⑵　歩掛補正は，屋外作業（外業）に従事する作業員等を対象に行うものとする。

⑶　歩掛の補正は，地域区分一覧表に対して期間別に次表の割増し補正率により行うものとする。

工期末 ＼ 工期始	冬期補正率（%）				
	11　月	12　月	1　月	2　月	3　月
11月	0	0	2	2	2
12月	－	2	3	3	2
１月	－	－	4	4	2
２月	－	－	－	3	2
３月	－	－	－	－	0

⑷　設計変更等により工期に伸縮を生じる場合の補正率は，原則として当初設計の補正率によるものとする。

なお，補正することが著しく不適当な場合については，この限りではない。

⑸　歩掛の補正は，直接人件費，賃金及び労務費に対して補正するものとし，次式により冬期補正設計直接人件費（又は賃金，労務単価。以下同じ。）を算出し，積算するものとする。

冬期補正設計直接人件費＝基本設計直接人件費×（１＋冬期補正率）

冬期補正設計直接人件費は，小数点以下を切り捨てし１円単位とする。

地　域　区　分　一　覧　表

建設事務所名	地　　域　　名	地域区分
県中建設事務所	田村市，田村郡，平田村，古殿町	４級地
県南建設事務所	西郷村，鮫川村	
会津若松建設事務所	会津若松市，河沼郡，大沼郡	
喜多方建設事務所	喜多方市，耶麻郡	
南会津建設事務所	南会津郡	
相双建設事務所	川内村，葛尾村，飯舘村	

（注）１．本表の適用は，令和７年４月１日現在の市町村の区域で適用する。

２．冬期歩掛補正は，４級地のみ適用する。

第４節　機械損料の適用

「建設機械等損料算定表」による損料は，業務の実施箇所にかかわらず，豪雪地域補正を行わない標準地域（Ａ地区）の損料とする。

令和8年10月9日訂正

１－２　旅費交通費

宿泊，滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算にあたっては，１－２－２⑴を原則適用し，宿泊，滞在を伴う業務の場合は，１－２－２⑵を原則適用する。ただし，現地条件等により，１－２－２⑴，１－２－２⑵によりがたい場合は，１－２－３を適用する。

（注）１．片道所要時間の考え方は以下を標準とする。
　　片道所要時間＝基地～現地までの距離　／　旅行速度
　　２．旅行速度については，原則，時速30km（高速道路を利用する場合は時速60km）とする。

１－２－１　積算上の基地

積算上の基地は，入札参加可能業者（指名業者）のうち，現地に最も近い本支店等が所在する市役所等とし，設計変更の対象としないものとする。

（注）１．本支店等：契約を取り交わす本店又は支店・営業所（福島県工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先）を指す。
　　２．市役所等：市役所，町役場，村役場を指す。

１－２－２　旅費交通費の率を用いた積算

⑴　旅費交通費の率を用いた積算（宿泊・滞在を伴わない業務の場合）

積算上の基地から現地までの片道距離が30km未満（高速道路等を利用する場合は片道距離60km未満）または，現地での作業が１日のみ，または，滞在より高速道路等の利用により通勤で業務を行った方が経済的であり実態に合致する場合

①　通勤により業務を行うものとする。

②「測量業務，地質調査業務，土木設計業務，調査，計画業務」については，各業務の直接人件費（地質調査業務においては直接調査費）に対し，下記表の率を乗じた額を旅費交通費として計上する。なお，率を適用する区分は積算基準書に準拠する。

③　同一業務の中で，複数区分の積算を行う場合はそれぞれの区分の率を用いて算出する。

区　　分	旅　費　交　通　費	旅費交通費の上限（千円）
測　量　業　務	直接人件費の0.56％	230
地　質　調　査　業　務	直接調査費の2.14％	1,026
土　木　設　計　業　務	直接人件費の0.63％	244
調　査，　計　画　業　務	直接人件費の1.49％	597

（注）1．測量業務における旅費交通費の率は，打合せ，関係機関協議にかかる費用を含んでいる。現地作業での連絡車（ライトバン）運転に係る機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経費率等に含まれているため，別途計上しない。

2．地質調査業務における旅費交通費の率は，打合せ，関係機関協議，現地作業（現地踏査等含む）にかかる費用を含んでいる。

3．土木設計業務，調査，計画業務における旅費交通費の率は，打合せ（照査報告，点検報告含む），中間技術審査，関係機関協議，現地作業（現地踏査，点検等含む）にかかる費用を含んでいる。

4．往復旅行時間にかかる直接人件費は，以下のとおりとし，別途計上しない。

片道所要時間１時間分	積算上歩掛に含むため別途計上しない
片道所要時間１時間を超える分	旅費の率に含むため別途計上しない

5．高速道路を用いる場合は高速料金も旅費交通費の率に含まれるため，別途計上しない。

6．率計上額と実態に差異がある場合でも，原則として変更の対象としない。

【積算例】

業　　種：地質調査業務

直接調査費の合計：2,000千円

旅 費 交 通 費：2,000千円×2.14％＝42,800円

(2) 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊・滞在を伴う業務の場合）

1）旅費の率を用いた積算

積算上の基地から現地までの片道距離が30km以上の場合

① 宿泊，滞在を伴う業務を行うものとする。

② 「測量業務，地質調査業務，土木設計業務，調査，計画業務」については，各業務の直接人件費（地質調査業務においては直接調査費）に対し，下記表の率を乗じた額を旅費交通費として計上する。なお，率を適用する区分は積算基準書に準拠する。

③ 同一業務の中で，複数区分の積算を行う場合は，それぞれの区分の率を用いて算出する。

区　　分	旅　　費	旅 費 の 上 限（千円）
測 量 業 務	直接人件費の0.83％	313
地 質 調 査 業 務	直接調査費の1.60％	765
土 木 設 計 業 務	直接人件費の1.33％	307
調 査 ， 計 画 業 務	直接人件費の2.59％	904

（注）1．測量業務における旅費交通費の率は，打合せ，関係機関協議にかかる費用を含んでいる。現地作業での連絡車（ライトバン）運転に係る機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経費率等に含まれているため，別途計上しない。

2．地質調査業務における旅費交通費の率は，打合せ，関係機関協議，現地作業（現地踏査等含む）にかかる費用を含んでいる。

3．土木設計業務，調査，計画業務における旅費交通費の率は，打合せ（照査報告，点検報告含む），関係機関協議，現地作業（現地踏査，点検等含む）にかかる費用を含んでいる。

4．往復旅行時間にかかる直接人件費は，以下のとおりとする。

片道所要時間１時間分	積算上歩掛に含むため別途計上しない
片道所要時間１時間を超える分	旅費の率に含まないため別途計上する

5．高速道路を用いる場合は高速料金も旅費交通費の率に含まれるため，別途計上しない。

6．率計上額と実態に差異がある場合でも，原則として変更の対象としない。

2）率を用いた場合の宿泊料・食卓料の積算等

2）－１　率を用いた場合の宿泊料・食卓料の積算

1）宿泊料

宿泊料は旅行中の宿泊に要する費用とし，その額は福島県旅費条例で定める額（宿泊料）と現に支払った額を比較し，いずれか少ない額とする。

なお，宿泊料は旅費条例別表第１の区分が知事等以外の職務にある者に記載の一夜当たりの金額とする。（福島県旅費条例別表第１の額は消費税込みで記載されているため，税抜き価格を積み上げるよう注意すること。）

2）食卓料

食卓料は，宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし，その額は，通常要する費用の額を勘案して福島県旅費条例で定める額（食卓料）とする。（福島県旅費条例別表第１の額は消費税込みで記載されているため，税抜き価格を積み上げるよう注意すること。）

なお，上記宿泊料・食卓料については，下記表に定められたとおり各業務の係数（宿泊料・食卓料の額）に休日補正後延人日数を乗じた額を，宿泊料・食卓料として計上する。

なお，適用する区分は積算基準書に準拠する。

同一業務の中で，複数区分の積算を行う場合は，それぞれの区分の率を用いて算出する。

区　　分	宿泊料・食卓料（千円）	コ　ー　ド　番　号
測　量　業　務	13.0X	SA075
地　質　調　査　業　務	13.0X	SB075
土　木　設　計　業　務	13.0X	SC075
調　査，　計　画　業　務		

X：休日補正後延人日数

【積算例】

１－２－３(4)　1）の積算条件の場合

X＝〔地質調査技師１人×35日〕
　　＋〔主任地質調査員１人×45日〕
　　＋〔地質調査員２人×45日〕
＝35人日＋45人日＋90人日
＝170人日
＝13.0×170人日＝2,210（千円）

３）往復旅行時間にかかる直接人件費

往復旅行時間にかかる直接人件費が必要な場合は，上記１），２）には含まれていないため，別途計上すること。その場合は，１－２－３に基づく。なお，往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は，その旨特記仕様書等に明示するものとする。

【⑵旅費交通費の率を用いた積算（宿泊・滞在を伴う業務の場合）の計算】

旅費交通費＝〔１）旅費の率を用いた積算〕

＋〔２）率を用いた場合の宿泊料・食卓料の積算〕

１－２－３　旅費交通費の率を用いない積算

⑴　通勤及び宿泊・滞在の区分

地質調査業務，土木設計業務及び調査，計画業務における旅費交通費は別途計上する。なお，測量業務においては，連絡車（ライトバン）運転にかかる機械経費及び材料費は，測量業務標準歩掛の機械経費率に含まれているため，別途計上しない。

連絡車（ライトバン）運転にかかる運転労務費は計上しない。また，高速道路等の料金は別途計上すること。

連絡車（ライトバン）運転による移動は，１パーティーが連絡車（ライトバン）１台で移動することを標準とする。

通勤により業務を行えるかどうかの区分等は下記のとおりとする。

１）県内業者（積算上の基地が県内）の場合で積算上の基地から現地までの片道距離が30km未満の場合

通勤により業務を行うものとし，積算上の基地から現地間の移動は連絡車（ライトバン）運転によるものとして積算する。

２）県内業者（積算上の基地が県内）で積算上の基地から現地までの片道距離が30km以上の場合

現地に滞在して業務を行うものとし，「１－２－３⑶旅費交通費の構成」に示す旅費交通費を計上する。なお，積算上の基地から滞在地間の移動は連絡車（ライトバン）運転によるものとして積算する。

また，滞在地から現地間の移動（現地内の移動等を含む）は連絡車（ライトバン）運転によるものとして積算する。

３）県外業者（積算上の基地が県外）の場合

現地に滞在して業務を行うものとし，「１－２－３⑶旅費交通費の構成」に示す旅費交通費を計上する。なお，積算上の基地から滞在地間の交通費は福島県旅費条例及び関係規則により算出する。

また，滞在地から現地間の移動（現地内の移動等を含む）は連絡車（ライトバン）運転によるものとして積算する。

※１　上記２）または３）の場合であっても，現地での作業が１日のみの場合は，通勤により業務を行うものとし，上記１）を適用する。

※２　上記２）または３）の場合であっても，高速道路等の利用により，通勤により業務を行うこととした方が現地に滞在して業務を行うこととするよりも経済的であり，業務実態にも合致する場合は，高速道路等の料金を別途計上し，上記１）を適用する。

※３　空中写真測量及び航空レーザ測量の場合は，撮影士及び撮影助手の往復交通費は，本拠飛行場から本拠飛行場に最も近い本支店等が所在する市役所までとする。なお，操縦士及び整備士の往復交通費については計上しない。

※４　通勤による業務においては，片道所要時間が１時間程度を超える場合，往復旅行時間にかかる直接人件費を別途計上する。また，滞在による業務においては，片道所要時間が１時間程度を超える場合，積算基地から現地間の往復旅行時間にかかる直接人件費を別途計上する。なお，往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合，その旨特記仕様書等に明示するものとする。

⑵　旅費交通費の扱い

１）交 通 費

１）－１　県内業者（積算上の基地が県内）の場合は，「土木・建築関係委託設計単価表」によるものとする。ただし，業務実態に合致しない場合は，下記１）－２を適用する。

１）－２　県外業者（積算上の基地が県外）の場合は福島県旅費条例及び関係規則によるものとする。

２）宿 泊 料

宿泊料については，１－２－２⑵のとおりとする。

３）食 卓 料

食卓料については，１－２－２⑵のとおりとする。

⑶　旅費交通費の構成

（現地に滞在して業務を行う場合）

旅費交通費＝　交通費　＋　宿泊料　＋　食卓料

※往復旅行時間にかかる直接人件費は別途計上する。

⑷　宿泊を伴う外業所要日数の休日補正の算定

宿泊を伴う外業所要日数の休日補正は，外業に従事する技術者別に次式により算出する。

Ｄｉ＝Ｃｉ＋［（Ｃｉ－１）／５］×２（土曜，日曜を休日とする場合）

ただし，［　　］内については，小数点以下を切捨て整数とする。

Ｓｉ＝Ｄｉ×（技術者別編成人員）

Ｃｉ：標準作業量における技術者別各作業区分の外業所要日数の合計

Ｄｉ：補正された外業所要日数

Ｓｉ：補正された外業延人日数

ｉ：測量技術者，地質技術者，設計技術者

(注)１．Ｃｉ，Ｄｉ，Ｓｉについては，１日未満切り上げとする。

２．Ｃｉにおける外業所用日数については，数量／日当たり作業量（小数第１位止（小数第２位四捨五入））とする。

ただし，日当たり作業量が規定されていない歩掛の場合は，下表に示す主たる職種（外業において主体的役割の職種）の外業延べ人数を外業所用日数とし，｛(主たる職種の外業の歩掛人員）／（歩掛単位（単位作業量）｝×数量　小数第１位止（小数第２位四捨五入）とする。

業　　種	主　た　る　職　種
地質調査業務	主任地質調査員（※主任地質調査員がいない場合は地質調査員）
設　計　業　務	技師（A）(※技師（A）がいない場合，順次，技師（B），技師（C）)

【計算例】

土質ボーリング　40m（日当たり作業量７ｍ）の場合

区　分 ｉ	外業所要 日数の合計 Ｃｉ	休日補正日数 [(Ci－１）／５]×２	補正後 外業所要日数 Ｄｉ	外業編成 人員 （人）	補正後 延人日数 Ｓｉ
地質調査技師	6	2	8	1	8
主任地質調査員	6	2	8	1	8
地質調査員	6	2	8	2	16

１－３　打　合　せ

⑴　打合せが，標準歩掛に明記してある歩掛については，歩掛（○人／回）に，往復旅行時間にかかる直接人件費が含まれていることを標準とし，往復旅行に係わる交通費のみを計上する。

ただし，交通の便等により往復旅行時間にかかる直接人件費を含むことが適切でない場合は別途考慮するものとする。

⑵　打合せにかかる交通費，並びに設計業務等における現地調査，現地立会等の交通費及び直接人件費の基準日額（技術者単価）は，土木・建築関係委託設計単価表または福島県旅費条例及び関係規則によるものとする。

交通費＝往復交通費×打合せの回数

１－４　旅費交通費，打合せ単価表

１－４－１　各項目の計上数量

⑴　外業所要日数（休日補正前）

１）積算上の基地から現地間又は滞在地から現地間の往復交通費の計上数量「外業所要日数（休日補正前）」は，各作業区分の外業所要日数の合計（１日未満切上げ）とする。

各作業区分の外業所要日数（数量÷日当たり作業量）は小数第２位を四捨五入して１位止めとする。

外業所要日数（休日補正前）

＝Σ｛各作業区分の外業所要日数（小数第２位を四捨五入して１位止め）｝

＝Σ｛数量÷日当たり作業量（小数第２位を四捨五入して１位止め）｝（１日未満切上げ）

２）日当たり作業量が規定されていない歩掛の場合は，主たる職種（外業において主体的役割の職種）の外業延べ人数を当該作業区分の外業所要日数とする。

日当たり作業量が規定されていない作業の外業所要日数

$$= \frac{\text{主たる職種の外業の歩掛人員}}{\text{歩掛単位（単位作業量）}} \times \text{数量}$$

（小数第２位を四捨五入して１位止め）

なお，主たる職種（外業において主体的役割の職種）とは，地質調査業務においては主任地質調査員（主任地質調査員がいない場合は地質調査員），設計業務においては技師(A)（技師(A)がいない場合，順次，技師(B)，技師(C)）とする。

⑵　休日補正前の職種別外業延人日数

１）「休日補正前の職種別外業延人日数」は，各作業区分の職種別外業延人日数の合計（１日未満切上げ）とする。

各作業区分の職種別外業延人日数（各作業区分の外業所要日数（小数第２位を四捨五入して１位止め）×滞在費を算出するための編成人員）は小数第２位を四捨五入して１位止めとする。

休日補正前の職種別外業延人日数

＝Σ｛各作業区分の職種別外業延人日数（小数第２位を四捨五入して１位止め）｝

＝Σ｛各作業区分の外業所要日数×滞在費を算出するための編成人員（小数第２位を四捨五入して１位止め）｝（１日未満切上げ）

２）滞在量を算出するための編成人員が規定されていない場合は，外業延べ人数を当該作業区分の職種別外業延人日数とする。

滞在量を算出するための編成人員が規定されていない作業の職種別外業延人日数

$$= \frac{\text{外業の歩掛人員}}{\text{歩掛単位（単位作業量）}} \times \text{数量}$$

（小数第２位を四捨五入して１位止め）

旅費交通費　計上方法早見表

<table>
<tr><th colspan="2">業　種</th><th colspan="2">分　類</th><th>外業に係る往復交通費
（ライトバン）</th><th>打合せ（点検報告，照査技術者による報告含む）
中間技術審査，関係機関協議，
現地作業（現地踏査含む）に係る旅費交通費</th><th>宿泊料・食卓料</th><th>往復旅行時間に係る
直接人件費※
（片道所要時間１時間を超える分）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">測量業務</td><td rowspan="2">率を用いた積算</td><td>通勤による業務
１－２－２(1)</td><td>機械経費率等に含む</td><td>旅費交通費率に含む</td><td>該当なし</td><td>旅費交通費率に含む</td></tr>
<tr><td>現地滞在による業務
１－２－２(2)</td><td>機械経費率等に含む</td><td>旅費交通費率に含む</td><td>『SA075』により計上</td><td rowspan="2">『SA055』により計上</td></tr>
<tr><td>積上</td><td>１－２－２(1)，(2)
によりがたい業務
１－２－３</td><td>機械経費率等に含む</td><td colspan="2">交通費，宿泊料・食卓料『SA045』により計上
※連絡車（ライトバン）運転にかかる機械経費及び材料費は
機械経費率等に含む</td></tr>
<tr><td rowspan="3">地質調査業務</td><td rowspan="2">率を用いた積算</td><td>通勤による業務
１－２－２(1)</td><td>旅費交通費率に含む</td><td>旅費交通費率に含む</td><td>該当なし</td><td>旅費交通費率に含む</td></tr>
<tr><td>現地滞在による業務
１－２－２(2)</td><td>旅費交通費率に含む</td><td>旅費交通費率に含む</td><td>『SB075』により計上</td><td rowspan="2">『SB055』により計上</td></tr>
<tr><td>積上</td><td>１－２－２(1)，(2)
によりがたい業務
１－２－３</td><td colspan="3">交通費，宿泊料・食卓料
『SB035』『SB045』により計上</td></tr>
<tr><td rowspan="3">土木設計
調査・計画
業務</td><td rowspan="2">率を用いた積算</td><td>通勤による業務
１－２－２(1)</td><td>旅費交通費率に含む</td><td>旅費交通費率に含む</td><td>該当なし</td><td>旅費交通費率に含む</td></tr>
<tr><td>現地滞在による業務
１－２－２(2)</td><td>旅費交通費率に含む</td><td>旅費交通費率に含む</td><td>『SC075』により計上</td><td rowspan="2">『SC055』により計上</td></tr>
<tr><td>積上</td><td>１－２－２(1)，(2)
によりがたい業務
１－２－３</td><td colspan="3">交通費，宿泊料・食卓料
『SC035』『SC045』により計上</td></tr>
</table>

※所要時間１時間分については，積算上歩掛に含む

１－４－２　測量業務

⑴　旅費交通費（「１－２　旅費交通費」（参１－２－３頁～））

旅費交通費（滞在）

コード番号	ＳＡ０４５

※滞在で業務を実施する場合　（１式）

ライトバン運転にかかる機械経費及び材料費は，測量業務標準歩掛の機械経費率に含まれているため，計上しない。

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通費 積算基地～滞在地	回	2			
宿泊料・食卓料	日	1			

⑵　宿泊料・食卓料

コード番号	ＳＡ０７５

（１式）

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
宿泊料・食卓料	日	1			

⑶　往復旅行時間の直接人件費

コード番号	ＳＡ０５５

※直接人件費に計上する。　（１式）

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
直接人件費	式	1			

１－４－３　地質調査業務

⑴　旅費交通費（「１－２　旅費交通費」（参１－２－３頁～））

１）旅費交通費（通勤）

コード番号	ＳＢ０３５

※通勤で業務を実施する場合，打合せ等に係る旅費交通費　（１式）

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通費 積算基地～現地	日	1			

２）旅費交通費（滞在）

コード番号	ＳＢ０４５

※滞在で業務を実施する場合　（１式）

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通費 積算基地～滞在地	回	2			
交通費 滞在地～現地	日	1			
宿泊料・食卓料	日	1			

⑵　宿泊料・食卓料

コード番号	ＳＢ０７５

（１式）

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
宿泊料・食卓料	日	1			

⑶　往復旅行時間の直接人件費

コード番号	ＳＢ０５５

※直接人件費に計上する。　（１式）

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
直接人件費	式	1			

１－４－４　土木設計業務等

⑴　旅費交通費（「１－２旅費交通費」（参１－２－３頁～））

１）旅費交通費（通勤）

コード番号	ＳＣ０３５

※通勤で業務を実施する場合，打合せ等に係る旅費交通費

（１式）

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通費 積算基地～現地	日	1			

２）旅費交通費（滞在）

コード番号	ＳＣ０４５

※滞在で業務を実施する場合

（１式）

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通費 積算基地～滞在地	回	2			
交通費 滞在地～現地	日	1			
宿泊料・食卓料	日	1			

⑵　宿泊料・食卓料

コード番号	ＳＣ０７５

（１式）

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
宿泊料・食卓料	日	1			

⑶　往復旅行時間の直接人件費

コード番号	ＳＣ０５５

※直接人件費に計上する。

（１式）

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
直接人件費	式	1			

１－５　技術者・労務単価

直接人件費の基準日額（技術者単価）は，「土木・建築関係委託設計単価表」によるものとし，労務単価は，「土木事業単価表」によるものとする。

１－６　技術者基準日額時間外手当の算出

割増賃金の計上が必要な場合の技術者基準日額（割増賃金を含む総額）の計算例

（「土木事業単価表」の「公共工事設計労務単価について」についても参照すること。）

技術者基準日額（総額）＝所定内労働に対する技術者基準日額＋割増賃金

＝技術者基準日額＋技術者基準日額×割増対象賃金比×１／８

×割増係数×割増すべき時間数

注）１.「割増対象賃金比」とは，技術者基準日額に占める「基本給相当額＋割増の対象となる手当」（割増賃金の基礎となる賃金）の割合である。

２．割増係数（時間外）＝1.25（通常時間帯以外）

割増係数（深　夜）＝0.25（午後10：00～翌日午前５：00）

３．土日・祝日にかかる作業についても，原則，平日として算出するものとする。

４．割増賃金は，小数点以下を切り捨てし１円単位とする。

１－８　諸経費率等の扱い

１－８－１　諸経費率等の適用

⑴　諸経費率等の適用については，測量業務，地質調査業務及び土木設計業務等のそれぞれの積算基準等に示すとおりである。例えば，測量業務と土木設計業務等を合併して積算し，発注する場合は各々の諸経費率等で算出し，合計して業務価格とする。

⑵　標準歩掛が適用できない業務を積算する場合は，当該業務に従事する技術者に適用される諸経費率等を用いるものとする。（他の業務の積算基準に示されている諸経費率等は適用できない。）例えば，測量技術者を用いて積算した場合は，必ず測量業務の積算基準に示されている諸経費率等を用いることとする。

⑶　物価資料（「積算資料」,「建物物価」をいう）による環境計量測定分析料金など，当該単価に諸経費（間接経費，一般管理費等）が含まれている単価については，諸経費率（土木設計業務等においては一般管理費等）の対象としない。

１－８－２　近接して発注する場合

測量業務及び地質調査業務において，近接して業務を発注する場合においても諸経費の調整は行わない。

１－９　設計変更の積算方法

設計変更における業務費（業務委託料）の変更は，官積算書を基にして次式により算出する。

$$\underset{\text{（落札率を乗じた額）}}{\text{業務価格}} = \text{変更官積算業務価格} \times \frac{\text{直前の請負額}}{\text{直前の官積算額（設計額）}}$$

$$\underset{\text{（変更業務委託料）}}{\text{変更業務費}} = \underset{\text{（落札率を乗じた額）}}{\text{業務価格}} \times (1 + \text{消費税率})$$

注）１．直前の請負額，直前の官積算額（設計額）は，消費税相当額を含んだ額とする。

２．設計変更における材料単価の取り扱いについて

⑴　当初契約業務における業務数量増量の場合は，旧単価（当初設計時点単価）により積算するものとする。

⑵　関係機関との協議や条件の変更等により新しい業務が発生した場合は，新単価（変更契約時点単価）で積算するものとする。(注)

⑶　業務数量減量の場合は，その減量分に対する設計単価により積算するものとする。(注)

⑷　新単価（変更契約時点単価）とした場合は，材料単価，直接人件費の基準日額（技術者単価），労務単価，機械損料及び歩掛の全てを新単価（変更契約時点単価）により積算するものとする。

（注）減量するにもかかわらず，業務量による単価の補正を行ったことにより増額となる場合は，設計変更しないものとする。増量するにもかかわらず減額となる場合も同じく設計変更しないものとする。

1－10　電子成果物作成費早見表

番号	業　　種	基準書ページ	コード番　号	電子成果物作成費計算式	(上段)上限額 (下段)下限額	電子成果物作成費対象額（直接人件・直接調査費）に含まないもの
①	測量業務	1－1－9	Z0014	$2.3X^{0.44}$(千円) ※X：直接人件費（千円）	170千円 10千円	
②	地質調査業務 （一般調査業務） （費目コードX2000）	2－2－24	Z0014 ※手入力の場合 SB295	$4.7X^{0.38}$(千円) ※X：直接調査費(千円)	260千円 （なし）	電子成果物作成費，国土地盤情報データベース検定費
③	地質調査業務 （解析等調査業務） （費目コードX5000）	2－2－24	Z0014	⑩「土木設計(その他の設計業務)」と同様		
④	地質調査業務 （弾性波探査の報告書とりまとめ等に係る一般調査業務） （費目コードX3000）	2－2－28	Z0014 ※手入力の場合 SB356	0.0215X＋45,451(円) ※X：直接調査費(円)	（なし） （なし）	電子成果物作成費
⑤	地質調査業務 （弾性波探査の報告書とりまとめ等に係る解析等調査業務） （費目コードX5000）	2－2－28	Z0014	⑩「土木設計(その他の設計業務)」と同様		
⑥	地質調査業務 （軟弱地盤解析業務） （費目コードX9000）	2－2－32	Z0014 ※手入力の場合 SB281	X×0.04(円) ※X：直接人件費(円)	400千円 （なし）	
⑦	地質調査業務 （地すべり調査に係る一般調査費） （費目コードX4000）	2－2－33	Z0014	単独発注の場合‥②「地質調査業務（一般調査業務）」と同様 解析等調査業務と同時発注の場合‥計上しない		電子成果物作成費
⑧	地質調査業務 （地すべり調査に係る解析等調査業務費） （費目コードX5000）	2－2－43	Z0014	⑩「土木設計（その他の設計業務）」と同様		
⑨	土木設計 （予備設計･詳細設計）	3－1－4	Z0014	$6.9X^{0.45}$(千円) ※X：直接人件費(千円)	700千円 20千円	
⑩	土木設計 （その他の設計業務）	3－1－4	Z0014	$5.1X^{0.38}$(千円) ※X：直接人件費(千円)	250千円 20千円	

第2編　測　量　業　務　関　係

第２編　測量業務関係

第１章　測量業務積算基準（参考資料）

第１節　測量業務積算基準 …… 参2－1－ 1
１－１　運 用 基 準 …… 参2－1－ 1
１－２　成 果 検 定 …… 参2－1－ 2
１－２－１　成果検定の対象 …… 参2－1－ 2
１－２－２　成果検定機関との成果の受渡し …… 参2－1－ 3
１－２－３　成果検定料金 …… 参2－1－ 3
１－３　標準歩掛上の率計上費目 …… 参2－1－ 3
１－４　作業計画及び現地踏査 …… 参2－1－ 3
１－５　地域による変化率適用区分 …… 参2－1－ 3
１－６　設計書の記載例 …… 参2－1－ 5

第２章　測量業務標準歩掛（参考資料）

第１節　基準点測量 …… 参2－2－ 1
１－１　基準点配点数の算出法 …… 参2－2－ 1
１－２　基準点測量配点要領 …… 参2－2－ 1
１－２－１　適 用 範 囲 …… 参2－2－ 1
１－２－２　測 量 計 画 …… 参2－2－ 1
１－２－３　新設基準点の配点計画 …… 参2－2－ 1
１－２－４　測量計画区域内の新設基準点数 …… 参2－2－ 1
１－２－５　測量計画区域外の新設基準点数 …… 参2－2－ 1
１－２－６　配点計画上の留意点 …… 参2－2－ 1
１－３　面状における基準点配点数 …… 参2－2－ 2
第２節　路 線 測 量 …… 参2－2－ 3
２－１　路 線 測 量 …… 参2－2－ 3
２－２　変　化　率 …… 参2－2－ 3
２－３　路線製図標準歩掛（測量を伴わない既存の資料を使用する場合） …… 参2－2－ 4
第３節　深 浅 測 量 …… 参2－2－ 5
３－１　深浅測量の取扱い …… 参2－2－ 5
第４節　用地測量 …… 参2－2－ 6
４－１　用地測量業務フローチャート …… 参2－2－ 6
４－２　単独発注する場合の業務フローチャート …… 参2－2－ 7
４－３　成果物一覧表 …… 参2－2－ 8
４－４　公共用地境界確定協議業務フローチャート …… 参2－2－ 9
４－５　成果物一覧表（公共用地境界確定協議） …… 参2－2－10
４－６　用地測量（地形図素図・地積測量図素図・土地調査書原案） …… 参2－2－10
４－７　積算要領（用地測量運用） …… 参2－2－11

第５節　空中写真測量 …… 参2－2－12
５－１　空中写真測量の工程 …… 参2－2－12
５－１－１　工程概要（公共測量作業規程より抜粋） …… 参2－2－12
５－１－２　空中写真測量フローチャート …… 参2－2－13
５－２　作業工程の計画 …… 参2－2－16
５－２－１　各作業工程の検討 …… 参2－2－16
５－３　撮影の計画 …… 参2－2－17
５－３－１　撮影諸元の決定 …… 参2－2－17
５－３－２　撮影コースの計画 …… 参2－2－19
５－３－３　撮影飛行中に生じる障害 …… 参2－2－20
５－４　標定点測量 …… 参2－2－22
５－４－１　標定点測量・対空標識の設置 …… 参2－2－22
５－５　同 時 調 整 …… 参2－2－22
５－５－１　同 時 調 整 …… 参2－2－22
５－５－２　簡易水準測量 …… 参2－2－22
５－６　数 値 図 化 …… 参2－2－23
５－６－１　帯 状 図 化 …… 参2－2－23
第６節　航空レーザ測量 …… 参2－2－24
６－１　航空レーザ測量の工程 …… 参2－2－24
６－１－１　工程概要（公共測量作業規程より抜粋） …… 参2－2－24
６－１－２　航空レーザ測量フローチャート …… 参2－2－25
６－２　作業工程の計画 …… 参2－2－26
６－２－１　各作業工程の検討 …… 参2－2－26
６－３　計測の計画 …… 参2－2－27
６－３－１　計測諸元の決定 …… 参2－2－27
６－３－２　計測コースの計画 …… 参2－2－28
６－４　航空レーザ計測 …… 参2－2－29
６－４－１　航空レーザ計測，航空レーザ用数値写真 …… 参2－2－29
６－５　調整用基準点の設置 …… 参2－2－29
６－５－１　調整用基準点の設置 …… 参2－2－29
６－６　点群データの作成 …… 参2－2－29
第７節　測量業務標準歩掛における機械経費等の構成 …… 参2－2－31
７－１　機械経費等の構成 …… 参2－2－31
７－２　測量業務標準歩掛における作業量に対する割合の計算例 …… 参2－2－57

第２編　測量業務関係

第１章　測量業務積算基準（参考資料）

第１節　測量業務積算基準

１－１　運用基準

⑴　測量作業の内容

測量作業の内容等は，「福島県公共測量作業規程」及びその運用基準によるものとする。

⑵　実施計画

実施計画の掌握及び助言については国土地理院が行っている。したがって，公共測量を実施する場合は公共測量実施計画書（測量法第36条），測量標（測量法第26条）及び測量成果の使用承認申請書（測量法第30条）を国土地理院に提出することになっている。

⑶　工期の算定

工期＝Ｐ1＋Ｐ2＋Ｐ3＋Ｐ4

Ｐ1：必要とする作業日数（下表による）

Ｐ2：夏季休暇・年末年始休暇として，それぞれ７日間を加算する。

Ｐ3：作業準備，跡片付け，打合せ日数（10日とする）

Ｐ4：業務内容による補正日数（下表による）

業　務　価　格（千円）	必要とする作業日数　Ｐ1	業務内容による補正日数 Ｐ4
1,000以下	35	10
1,000を超え　2,000以下	45	10
2,000を超え　4,000以下	65	10
4,000を超え　6,000以下	85	15
6,000を超え　8,000以下	100	15
8,000を超え 10,000以下	120	20
10,000を超え 12,000以下	140	20
12,000を超える場合	別途算定する	20
業務内容による補正の対象業務 １．ルートの選定等高度な技術力を要する業務 ２．地元の調整を要する箇所		

（注）１．必要とする作業日数（Ｐ1）は，不稼働日として，土曜，日曜，祝日及び稼働日における雨天作業不能日を含んだ日数である。

２．測量作業では必要とする作業日数（Ｐ1）に変化率を加算して工期を算定すること。
〔例：Ｐ1×（１＋α）〕α：変化率

３．夏季休暇・年末年始休暇として，それぞれ７日間を加算する。（Ｐ2）

４．それぞれの作業での準備，跡片付け，打合せ日数として10日を加算する。（Ｐ3）

５．業務内容による補正日数（Ｐ4）は上表の業務について加算すること。

６．業務価格が12,000千円を超える場合は，次の算定式で求めること。
Ｐ1＝41.0＋0.0082x　Ｐ1：必要とする作業日数　x：業務価格（千円）

７．業務の内容により，上表によりがたい場合は，別途考慮する。
（例）用地測量の権利調査，海の測量等

８．測量成果物の検定を計上した場合，上記工期に30日を加算することを標準とする。

１－６　設計書の記載例

(1)　地上測量

費　目	工　種	種　別	細　別	規格	単位	員数	単価	金額	摘　要
測　量　費									
	基準点測量				式				
		基準点測量			式				
			３級基準点測量		点				
			４級基準点測量		点				
	地形測量				式				
		現地測量			式				
			現地測量		式				
	応用測量				式				
		路線測量			式				
			作業計画		業務				
			現地踏査		km				
			中心線測量		km				
			縦断測量		km				
			横断測量		km				
			用地幅杭設置測量		km				
	打合せ				業務				
		打合せ			業務				
	直接経費				式				
		旅費交通費			式				
		安全費			式				
		電子成果物作成費			式				
	技術管理費				式				
		成果検定費			式				
直接測量費計					式				
	諸経費				式				
測量業務価格					式				
消費税相当額					式				
測量業務費					式				

(2) 空中写真測量

費目	工種	種別	細別	規格	単位	員数	単価	金額	摘要
測量費									
	空中写真測量				式				
		撮影			式				
			撮影計画		㎢				
			総運航		時間				
			撮影		時間				
			滞留		日				
			GNSS / IMU計算		枚				
			数値写真作成		枚				
		標定点測量及び同時調整			式				
			対空標識の設置		点				
			標定点測量		点				
			簡易水準測量		km				
			同時調整		㎢				
		数値図化			式				
			作業計画		㎢				
			現地調査		㎢				
			数値図化		㎢				
			数値編集		㎢				
			補測編集		㎢				
			数値地形図データファイルの作成		㎢				
	打合せ				業務				
		打合せ			業務				
	直接経費				式				
		旅費交通費			式				
		電子成果物作成費			式				
	技術管理費				式				
		成果検定費			式				
直接測量費計					式				
	諸経費				式				
測量業務価格					式				
消費税相当額					式				
測量業務費					式				

(3) 地上測量，空中写真測量及び航空レーザ測量の単価表

項　　目	名　　称	規　　格	単位	数量	単価	金額	摘　　要
直接人件費			式	1			
	測量主任技師		人				
	測量技師		人				
	測量技師補		人				
	測量助手		人				
	測量補助員		人				
機械経費			式	1			直接人件費に対する率
通信運搬費			式	1			〃
材料費			式	1			〃
精度管理費			式	1			率計上
標準直接作業費							
標準単価							
変化率							
直接作業費単価							

２－３　路線製図標準歩掛（測量を伴わない既存の資料を使用する場合）

（修正作業等）

現 地 調 査

コード番号	ＳＡ１６０

標準作業量	延　　人　　員			直接人件費に対する割合		
１km当たり	測 量 技 師	測量技師補	測 量 助 手	費　　目	割　　合	備　　考
		1.0	2.0	機械経費	2.5%	

平面図作成

コード番号	ＳＡ１６５

標準作業量	延　　人　　員			直接人件費に対する割合		
１km当たり	測 量 技 師	測量技師補	測 量 助 手	費　　目	割　　合	備　　考
	(0.5) 0.7	(1.0) 1.4	(1.0) 1.4	材 料 費	1.5%	

縦断図作成

コード番号	ＳＡ１７０

標準作業量	延　　人　　員			直接人件費に対する割合		
１km当たり	測 量 技 師	測量技師補	測 量 助 手	費　　目	割　　合	備　　考
	(0.1) 0.1	(0.2) 0.2	(0.4) 0.6	材 料 費	6.5%	

横断図作成

コード番号	ＳＡ１７５

標準作業量	延　　人　　員			直接人件費に対する割合		
１km当たり	測 量 技 師	測量技師補	測 量 助 手	費　　目	割　　合	備　　考
	0.1	0.5	0.5	材 料 費	17.0%	

（注）１．トレスのみ発注の場合は，現地調査を削除しその他は70％を計上する。

２．平面図作成及び縦断図作成について，本表は縮尺１：500の場合とし，１：1,000の場合は表中の（　）書きの数値を計上するものとする。

３．横断図作成における製図幅による変化率は，路線測量の横断測量における変化率を適用するものとする。

４．平面図作成における製図幅による変化率は次表によるものとする。

面図作成の製図幅による変化率

製図幅 (m)	30　ま　で	30を超え 60　ま　で	60を超え 100　ま　で	100を超え 120　ま　で	120を超え 160　ま　で	160を超え 200　ま　で
変　化　率	－0.5	－0.3	0	0.1	0.7	1.0

５．既存の資料が電子データ（CAD（SXF）形式）の場合は適用できることとし，紙（原図等）の場合は，スキャニングによるラスターデータ化したレイヤに，別レイヤにてCAD図面を追加する作業に適用する。ベクトルデータ化については別途考慮すること。

４－５　成果物一覧表（公共用地境界確定協議）

業務区分	成果物の名称	備考
現況実測平面図作成	現況実測平面図	
横断図作成	横断図	
依頼書作成	公共用地境界確定協議依頼書 転写図 地図の連続図 土地の登記記録 位置図	
協議書作成	公共用地境界確定書	
その他	土地境界確認説明記録簿	

備考．本表は，標準的な成果物一覧表であり，適用に当たっては，各発注機関が定める仕様書によるものとする。

４－６　用地測量（地形図素図・地積測量図素図・土地調査書原案）

作業工程及び標準作業量	延人員		
	測量技師	測量技師補	測量助手
製図（地形図素図）10,000㎡当たり		1.0	
製図（地積測量図素図）10,000㎡当たり	1.9		
土地調査書原案作成 10,000㎡当たり		1.1	

コード番号	ＳＡ４９５

コード番号	ＳＡ５００

コード番号	ＳＡ５０５

（注）上記歩掛は，地物：耕地の標準歩掛であり，地物により下表の変化率を適用する。

標準歩掛の変化率（地物）

市街地乙	都市近郊	耕地	原野
0.5	0.2	0	－0.2

注）森林については，耕地を適用する。（変化率０）

成果物一覧表

業務区分	成果物の名称	備考
製図	地形図素図 地積測量図素図	
土地調査書原案作成	土地調査書原案	

４－７　積算要領（用地測量運用）

⑴　用地測量は，一筆調査完了までとするが，山林原野等で一筆が広大な土地の場合は，管轄する法務局の担当者と協議し，登記上必要な調査面積とする。

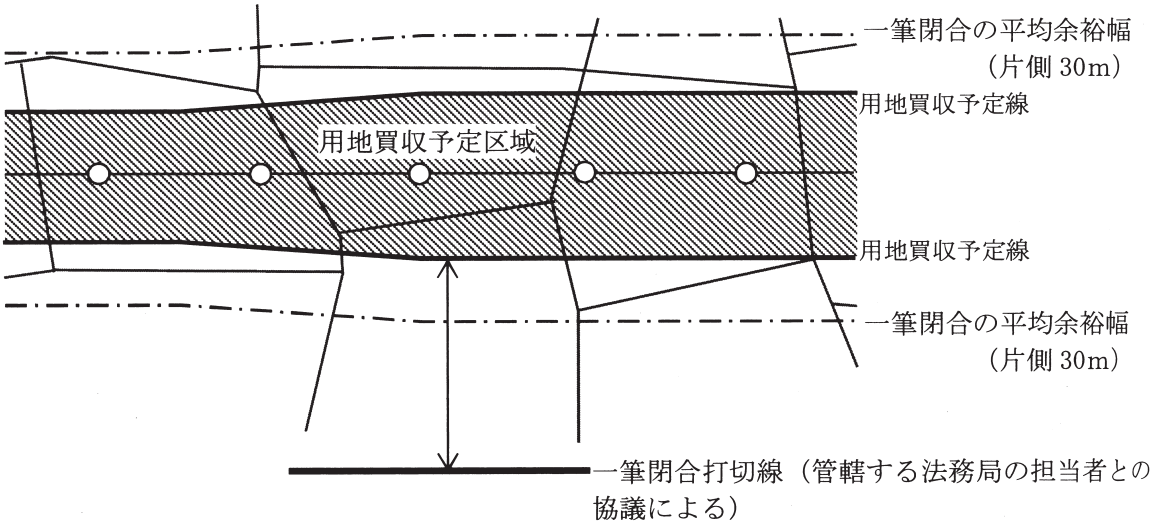

⑵　当初積算面積について

１）あらかじめ残地面積を概ね把握できる場合は，当初から全筆面積を計上する。（ただし，残地求積の是非については，法務局との協議による。）

２）あらかじめ全筆面積を把握できない場合，または用地実測図作成・用地平面図作成の当初積算面積については，原則として，下記概算式にて計上するものとする。

当初積算計上面積＝（潰地面積）×（１＋ａ）

ａ：計画線両側測量の場合（60m÷潰地平均幅）

計画線片側測量の場合（30m÷潰地平均幅）

注）ａは，小数第２位を四捨五入し小数１位止めとする。

３）積算面積の設計表示単位は，「参考資料第１編第１章第２節２－３設計表示単位」（参１－１－２頁）によるものとする。

⑶　設計変更について

１）当初積算面積に対し，調査実施面積が設計表示数位に満たない増減の場合は設計変更の対象としない。

２）河川敷，道路敷等の官地は，原則として積算面積の対象としない。

ただし，廃道，廃川敷となる場合または管理者の異なる場合等，用地測量を必要とする場合には積算面積の対象とすることができる。

第3編　地質調査業務関係

第３編　地質調査業務関係

第１章　地質調査積算基準（参考資料）

第１節　地質調査積算基準 …… 参3－1－1
１－１　運 用 基 準 …… 参3－1－1
１－２　適 用 範 囲 …… 参3－1－2
１－２－１　市場単価が適用できる地質調査 …… 参3－1－2
１－２－２　市場単価の適用範囲以外の地質調査 …… 参3－1－2
１－２－３　標準歩掛を適用する地質調査 …… 参3－1－2
１－３　地質調査業務の構成 …… 参3－1－2
１－４　地質調査の目的と方法 …… 参3－1－3
１－５　地質調査相互関連図 …… 参3－1－4
１－６　各調査の準備・仮設 …… 参3－1－5
１－７　設計書の記載例 …… 参3－1－6

第２章　地質調査運用（参考資料）

第１節　機械ボーリング …… 参3－2－1
１－１　ボーリング …… 参3－2－1
１－１－１　ボーリング設備概念図 …… 参3－2－1
１－１－２　機械ボーリングの設計長 …… 参3－2－2
１－１－３　ボーリング孔径の適用 …… 参3－2－2
１－１－４　そ　の　他 …… 参3－2－3
１－２　運搬費の積算 …… 参3－2－3
第２節　サウンディング及び原位置試験 …… 参3－2－6
２－１　現場透水試験 …… 参3－2－6
２－２　簡易貫入試験（土研式） …… 参3－2－6
第３節　地表地質調査 …… 参3－2－7
３－１　1/5,000図利用 …… 参3－2－7
３－２　1/2,500図利用 …… 参3－2－7
３－３　1/1,000図利用 …… 参3－2－8
３－４　調査面積補正 …… 参3－2－8
第４節　足 場 仮 設 …… 参3－2－9
４－１　足場等の概念図 …… 参3－2－9
第５節　その他の間接調査費 …… 参3－2－11
第６節　地すべり調査 …… 参3－2－12
６－１　地下水調査 …… 参3－2－12
６－１－１　地下水検層 …… 参3－2－12
６－２　移動変形調査における設置 …… 参3－2－13
６－２－１「パイプ式歪計」の積算例 …… 参3－2－13
６－２－２「挿入式孔内傾斜計」の積算例 …… 参3－2－14
６－３　移動変形調査における観測 …… 参3－2－14
６－３－１　積算にあたっての注意事項 …… 参3－2－14
６－３－２　積　算　例 …… 参3－2－14
６－４　模　式　図 …… 参3－2－15

第３編　地質調査業務関係

第１章　地質調査積算基準（参考資料）

第１節　地質調査積算基準

１－１　運用基準

⑴　地質調査の内容

地質調査の内容等は，「地質調査業務共通仕様書」によるものとする。

⑵　工期の算定

工期＝Ｐ1＋Ｐ2＋Ｐ3＋Ｐ4

Ｐ1：必要とする作業日数（下表による）

Ｐ2：夏季休暇・年末年始休暇として，それぞれ７日間を加算する。

Ｐ3：作業準備，跡片付け，打合せ日数（10日とする）

Ｐ4：業務内容による補正日数（下表による）

業　務　価　格（千円）	必要とする作業日数　Ｐ1	業務内容による補正日数　Ｐ4
1,000以下	30	10
1,000を超え　2,000以下	40	10
2,000を超え　4,000以下	50	10
4,000を超え　6,000以下	70	15
6,000を超え　8,000以下	90	20
8,000を超え　10,000以下	110	25
10,000を超え　12,000以下	130	25
12,000を超える場合	別途算定する	25
業務内容による補正の対象業務 １　．地質・土質上問題があり，検討を要する業務		

（注）１．必要とする作業日数（Ｐ1）は，不稼働日として，土曜，日曜，祝日及び稼働日における雨天作業不能日を含んだ日数である。

２．夏季休暇・年末年始休暇として，それぞれ７日間を加算する。（Ｐ2）

３．それぞれの作業での準備，跡片付け，打合せ日数として10日を加算する。（Ｐ3）

４．業務内容による補正日数（Ｐ4）は上表の業務について加算すること。

５．業務価格が12,000千円を超える場合は，次の算定式で求めること。

Ｐ1＝31.0＋0.0082x　　Ｐ1：必要とする作業日数　　x：業務価格（千円）

６．業務の内容により，上表によりがたい場合は，別途考慮する。

１－６　各調査の準備・仮設

項目	調査種別	準備	共通仮設及び仮設
ボーリング	ロータリーボーリング	①　調査打合せ，現場下見 ②　調査実施計画立案 ③　機械器具準備 ④　用地交渉，諸手続 ⑤　地点測量 ⑥　埋設物調査 ⑦　跡片付け	①　機械器具運搬（４ｔ車） ②　小運搬，機械，据付，移動，撤去 ③　給水施設 ④　水上，陸上足場仮設 ⑤　安全対策（仮囲い，安全灯，交通整理） ⑥　舗装，路盤の掘削，復旧
	オーガーボーリング	①　ロータリーボーリングに準ずる	
ボーリング孔利用の原位置試験	標準貫入試験	①　特に必要としない	①　特に必要としない
	ベーン試験	①　機械の準備 ②　ボーリング工程との調整 ③　測定器の調整及び検定	①　機械器具運搬（ライトバン） ②　現場内小運搬 注１）揚水試験の場合，電動用電気架設又はゼネレーター，コンプレッサー，水中ポンプ，ビニール管，砂などの運搬が必要となる。 ２）排水路の設置 ３）夜間照明及び安全設備 ４）舗装，路盤の掘削，復旧
	プレッシャーメータ試験（孔内水平載荷試験）		
	電気検層		
	鋼杭等腐食性試験		
	現場揚水試験		
	現場透水試験		
	間隙水圧測定		
乱さない試料の採取	固定ピストン式シンウォールサンプラー（シンウォールサンプリング）	①　機材の準備 ②　ボーリング工程との調整 ③　現地で試験を実施する場合は試験室の準備	①　機材運搬はボーリング用機材と同時 ②　採取試料の現場→試験室への運搬（ライトバン） ③　現地で試験を実施する場合は試験室の設置，試験器具の輸送
	ロータリー式二重管サンプラー（デニソンサンプリング）		
サウンディング	スウェーデン式サウンディング	①　ロータリーボーリングの①～⑦と同じ	①　ロータリーボーリングの①～⑤と同じ
	機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験		
	ポータブルコーン		
その他の原位置試験	現場単位体積重量試験	①　特に必要としない	①　機材運搬
	建築用地耐力試験	①　調査打合せ，現場下見 ②　調査実施計画の立案 ③　機械器具の準備 ④　跡片付け	①　機械器具運搬 ②　測定装置の組立，据付，解体，撤去 ③　夜間照明 ④　防寒防暑対策 ⑤　安全対策
	道路用平板載荷試験		
	ベンケルマンビームテスト		
	現場ＣＢＲ試験	①　ロータリーボーリングの①～⑤に準ずる	①　機械器具運搬 ②　現場小運搬 ③　安全対策 ④　舗装，路盤の掘削，復旧

１－７　設計書の記載例

費　　目	工　種	種　　別	細　　別	規　　格	単位	員数	単価	金額	摘　要
一般調査業務費									
	直接調査費				式				
		ボーリング			式				
			機械ボーリング	粘土･シルトφ66㎜	m				
		サウンディング			式				
			標準貫入試験	粘土・シルト	回				
		解析等調査			式				
			資料整理とりまとめ		業務				直接調査費分
			断面図等の作成		業務				直接調査費分
		弾性波探査			式				
			弾性波探査	発　破　法	式				
		電子成果物作成費			式				
			電子成果物作成費	ボーリング調査	式				
			電子成果物作成費	弾性波探査	式				
直接調査費計									
	間接調査費				式				
		運　搬　費			式				
			現場内小運搬	特装車運搬	t				
			トラック運搬	資機材運搬	日				
		準　備　費			式				
			準備及び後片付け	ボーリング調査	業務				
			準備及び後片付け	弾性波探査	式				
		仮　設　費			式				
			足場仮設	平坦地足場	箇所				
		旅費交通費			式				
			旅費交通費		式				
		施工管理費			式				
			施工管理費	ボーリング調査	式				
間接調査費計									
純調査費計					式				
	諸経費				式				
諸　経　費					式				

設計書の記載例のつづき

費　目	工　種	種　別	細　別	規　格	単位	員数	単価	金額	摘　要
解析等調査業務費									
	直接業務費				式				
		解析等調査			式				
			資料整理とりまとめ		業務				直接業務費分
			断面図等の作成		業務				直接業務費分
			総合解析とりまとめ		業務				
			弾性波探査	発破法	式				
		打合せ			式				
			打合せ		式				
		電子成果物作成費			式				
			電子成果物作成費		式		※設計業務等積算基準による		
直接原価					式				
	その他原価				式				
間接原価					式				
業務原価					式				
	一般管理費等				式				
調査業務価格					式				
消費税相当額					式				
地質調査業務費					式				

(5) 補正係数の設定について

1）標高差の考え方

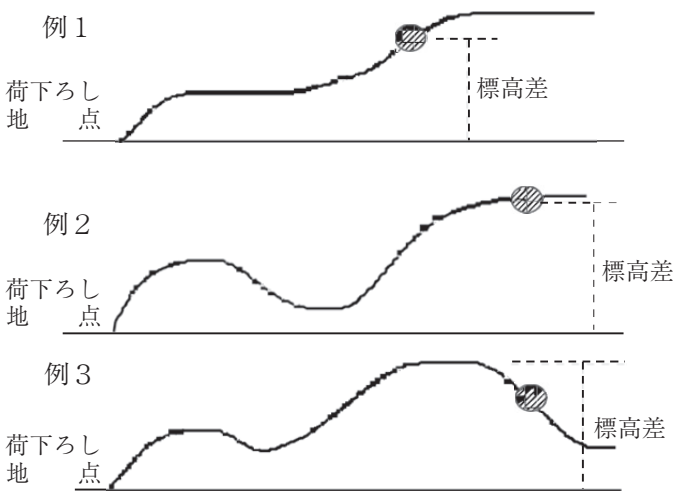

人肩運搬もしくは特装車で現場内小運搬を行う場合の「換算距離」における標高差は，図に示すとおり荷下ろし地点からボーリング地点までのルート上での最大の標高差とする。

なお，搬入路伐採等における標高差も同様の考え方とする。

(6) 現場内小運搬（トラック運搬）

コード番号	ＳＢ２７１

調査地点の現場内小運搬をトラックで行う場合は下記によるものとする。

（１回当たり）

項　目	名　称	規　格	単位	員数	摘　要
人件費	地質調査技師		人	0.18	
	主任地質調査員		〃	0.36	
	地質調査員		〃	1.44	
材料費	雑品		式	1	人件費の５％
機械経費	雑器材		〃	1	人件費の８％

注）１．本歩掛には，積込み，取下ろしを含む。
　　２．雑品にはロープ，工具類，燃料を含む。
　　３．雑器材にはトラック損料を含む。

(7) オーガーボーリング

土木・建築関係委託設計単価表によるオーガーボーリングについては，以下のとおり取り扱うこととする。

1）日当たり作業量

各業務の日当たり作業量は下表を標準とする。

業務名称	単位	日当たり作業量	摘　要
オーガーボーリング（粘性土）	m	8.0	TI210
オーガーボーリング（砂質土）	m	6.1	TI211

2）編成人員

編成人員は機械ボーリング（２－２－２頁）に準じる。

3）機械器具運搬，現場内小運搬は計上しない。

第２節　サウンディング及び原位置試験

２－１　現場透水試験

現場透水試験の適用は下表を標準とする。

なお，礫層のように非常に透水性の高い土層では，間隙水圧測定（水頭測定）によることを標準とする。

名　　称	地下水状態	土　質　状　態	摘　　要
オーガー法	自由水	砂質土 ケーシング無しで孔壁は自立	試験深度も地下水位も比較的浅い場合
ケーシング法	自由水	砂質土 ケーシング無しでは孔壁は崩壊	〃
一重管法	被圧水	砂質土 明確な不透水層が存在する	地下水位が深い場合
二重管法	被圧水	砂質土 明確な不透水層が存在しない場合	〃
揚水法	被圧水 自由水	砂質土	〃

注）１．本表は標準的な試験方法であり，土質条件，試験深度等によりこれによりがたい場合は別途計上する。

２．注水法は対象とならないため，別途計上する。

２－２　簡易貫入試験（土研式）

コード番号	ＳＢ２１０

⑴　簡易貫入試験（土研式）５ｍ当たり標準歩掛

（５ｍ当たり）

項　目	名　称	規　格	単　位	数　量	摘　要
材料費	コーン		個	0.1	
	ロッド		本	0.05	
人件費	地質調査技師		人	0.13	
	主任地質調査員		〃	0.25	
	地質調査員		〃	0.25	
経費	機械損料		日	0.25	
雑品			式	1	人件費の３％
計					
１ｍ当たり	○／５ｍ				

⑵　日当たり作業量

日当たり作業量は下表を標準とする。

業務名称	単　位	日当たり作業量
簡易貫入試験（土研式）	m	20.0

⑶　編成人員

編成人員は機械ボーリング（２－２－２頁）に準じる。

⑷　機械器具運搬，現場内小運搬は計上しない。

第３節　地表地質調査

３－１　１／5,000図利用

費目コード	Ｘ４０００	Ｘ５０００
コード番号	ＳＢ２２０　（一般調査業務費）	ＳＢ２２１　（解析等調査業務費）

（１㎢当たり）

項　目	名　称	規　格	単位	平地部		山地部		摘　要
				内業	外業	内業	外業	
材料費	マッピング用紙		枚	15.0		15.0		報告書分10枚含む
	プロトラクター	横1.45cm長56cm 1/100～1/600	〃	2.0		3.0		
	サンプル袋	ポリエチレン製	〃	10.0		15.0		
直接人件費	技師(A)		人	0.3	0.9	0.4	1.6	
	技師(B)		〃	0.6	1.5	1.1	2.9	
	技師(C)		〃	0.6	1.5	1.1	2.9	
	技術員		〃	1.8	3.0	2.2	6.0	
人件費	地質調査員		〃	－	3.0	－	6.0	

注）１．直接人件費は解析等調査業務費として計上する。（解析等調査業務費の直接原価として計上する。）

また，直接人件費以外は一般調査業務費の直接調査費として計上する。

２．調査面積による補正は「４－４　調査面積補正」による。

３－２　１／2,500図利用

コード番号	ＳＢ２２０　（一般調査業務費）	ＳＢ２２１　（解析等調査業務費）

（１㎢当たり）

項　目	名　称	規　格	単位	平地部		山地部		摘　要
				内業	外業	内業	外業	
材料費	マッピング用紙		枚	15.0		60.0		報告書分10枚含む
	プロトラクター	横1.45cm長56cm 1/100 ～ 1/600	〃	2.0		3.0		
	サンプル袋	ポリエチレン製	〃	10.0		15.0		
直接人件費	技師(A)		人	0.7	0.9	0.8	2.8	
	技師(B)		〃	1.1	2.5	1.6	4.3	
	技師(C)		〃	1.1	2.5	1.6	4.3	
	技術員		〃	2.0	4.5	3.0	9.0	
人件費	地質調査員		〃	－	4.5	－	9.0	

注）１．直接人件費は解析等調査業務費として計上する。（解析等調査業務費の直接原価として計上する。）

また，直接人件費以外は一般調査業務費の直接調査費として計上する。

２．調査面積による補正は「４－４　調査面積補正」による。

３－３　１／1,000図利用

コード番号	ＳＢ２２０　（一般調査業務費）	ＳＢ２２１　（解析等調査業務費）

（１㎢当たり）

項　目	名　称	規　格	単位	平地部		山地部		摘　要
				内業	外業	内業	外業	
材料費	マッピング用紙		枚	60.0		60.0		報告書分10枚含む
	プロトラクター	横1.45cm長56cm 1/100 ～ 1/600	〃	2.0		3.0		
	サンプル袋	ポリエチレン製	〃	10.0		15.0		
直接人件費	技　師　(A)		人	0.7	1.9	1.3	3.8	
	技　師　(B)		〃	1.7	2.9	2.2	5.8	
	技　師　(C)		〃	1.7	2.9	2.2	5.8	
	技術員		〃	3.0	6.0	4.1	12.0	
人件費	地質調査員		〃	－	6.0	－	12.0	

注）１．直接人件費は解析等調査業務費として計上する。（解析等調査業務費の直接原価として計上する。）

また，直接人件費以外は一般調査業務費の直接調査費として計上する。

２．調査面積による補正は「４－４　調査面積補正」による。

３－４　調査面積補正

調査面積	10㎢以下	10～20㎢	20～30㎢	30～40㎢	40～50㎢	50㎢超
補正係数	1.00	0.92	0.90	0.85	0.75	0.60

注）１．対象面積は，平地部，山地部の合計面積とする。

第６節　地すべり調査

費目コード	Ｘ４０００	Ｘ５０００

６－１　地下水調査

６－１－１　地下水検層

(1)　観　　測

コード番号	ＳＢ１６０

（１孔当たり）

項　目	名　称	規　格	単位	員数	摘　要
材料費	ピックアップ	YZ－72A，YZ－72B	個	0.05	
	ホース	φ12㎜	m	65.0	
	雑品		式	1	材料費の４％
人件費	地質調査技師		人	1.0	
	主任地質調査員		〃	1.5	
	地質調査員		〃	1.5	
機械経費	比抵抗測定器損料	ME－48，150点切替	日	1.0	

注）１．雑品にはエアーポンプ損料，ドラム缶等を含む。

２．１日当たり標準作業能力は１孔とする。

３．本歩掛は，１孔当たり深度30m以内，測定0.25mピッチを標準とし，深度が30mを超える場合の補正係数は1.3とする。

(2)　解　　析

コード番号	ＳＢ１６２

（１孔当たり）

項　目	名　称	規　格	単位	員数	摘　要
直接人件費	技師 (A)		人	0.4	
	技師 (B)		〃	0.6	
	技術員		〃	0.7	

注）１．本歩掛は，垂直検層解析，抵抗変化図作成及び流動面の考察判定までとする。

２．雑品には消耗品等を含む。

３．直接人件費は解析等調査業務費として計上する。

第４編　土木設計業務等関係

第４編　土木設計業務等関係

第１章　土木設計業務等運用（参考資料）

第１節　運 用 基 準 …… 参4－1－ 1
１－１　設計業務の内容 …… 参4－1－ 1
１－２　工期の算定 …… 参4－1－ 1
１－３　設計書の記載例 …… 参4－1－ 2
第２節　道路計画・設計 …… 参4－1－ 3
２－１　道路予備・予備修正・詳細設計 …… 参4－1－ 3
２－１－１　複断面補正の考え方 …… 参4－1－ 3
２－１－２　設計延長の控除 …… 参4－1－ 3
２－２　各歩掛補正の算出例 …… 参4－1－ 3
２－２－１　道路予備設計(A) …… 参4－1－ 3
２－３　道路設計における本線設計とそれに付属する設計の歩掛上の区分 …… 参4－1－ 5
２－４　交差点設計の適用区分 …… 参4－1－ 6
第３節　道路休憩施設設計 …… 参4－1－ 7
３－１　道路休憩施設設計 …… 参4－1－ 7
第４節　一般構造物設計 …… 参4－1－ 8
４－１　適用及び用語の定義（一般構造物設計に適用） …… 参4－1－ 8
４－２　積 算 方 法 …… 参4－1－ 8
４－３　防雪施設一覧図 …… 参4－1－10
４－４　落石防止柵詳細設計の作業区分 …… 参4－1－14
４－５　積　算　例 …… 参4－1－15
４－５－１　箱 型 函 渠 …… 参4－1－15
４－５－２　逆Ｔ式擁壁・重力式擁壁 …… 参4－1－20
４－５－３　モタレ式擁壁 …… 参4－1－24
４－５－４　井　　桁 …… 参4－1－25
４－５－５　大型ブロック積 …… 参4－1－26
４－５－６　補　強　土 …… 参4－1－27
４－５－７　Ｕ 型 擁 壁 …… 参4－1－29
４－５－８　アンカー付き場所打ち法枠 …… 参4－1－31
４－５－９　落石防護柵 …… 参4－1－32
４－５－10　雪崩予防施設 …… 参4－1－36
第５節　橋 梁 設 計 …… 参4－1－39
５－１　橋梁予備設計 …… 参4－1－39
５－１－１　積算についての注意事項 …… 参4－1－39
５－２　橋梁詳細設計 …… 参4－1－42
５－２－１　積算についての注意事項 …… 参4－1－42
５－２－２　鋼橋の架設工法選定の参考フローチャート …… 参4－1－48
５－２－３　コンクリート橋の架設工法の適用に関する一般的な目安（参考） …… 参4－1－49
５－３　土木構造物標準設計 …… 参4－1－50

第６節　共同溝設計 …… 参4－1－51
６－１　共同溝設計 …… 参4－1－51
６－１－１　共同溝詳細設計開削工法 …… 参4－1－51
６－１－２　シールド工法 …… 参4－1－52
６－１－３　打　合　せ …… 参4－1－54
第７節　電線共同溝（Ｃ・Ｃ・Box）設計 …… 参4－1－55
７－１　電線共同溝（Ｃ・Ｃ・Box）設計 …… 参4－1－55
７－２　電線共同溝（Ｃ・Ｃ・Box）整備のフローチャート …… 参4－1－56
第８節　仮設構造物詳細設計 …… 参4－1－57
８－１　土　留　工 …… 参4－1－57
８－１－１　積算についての注意事項 …… 参4－1－57
８－２　仮橋・仮桟橋 …… 参4－1－62
８－２－１　積算についての注意事項 …… 参4－1－62
８－３　概　念　図 …… 参4－1－66
第９節　河川構造物設計 …… 参4－1－67
９－１　護 岸 設 計 …… 参4－1－67
９－１－１　護岸詳細設計フローチャート …… 参4－1－67
９－１－２　護岸形式例 …… 参4－1－68
９－２　水 門 設 計 …… 参4－1－69
９－２－１　水門詳細設計 …… 参4－1－69
第10節　砂防構造物設計 …… 参4－1－70
10－１　積　算　例 …… 参4－1－70
10－１－１　砂防堰堤予備設計 …… 参4－1－70
10－１－２　重力式（不透過型）砂防堰堤詳細設計 …… 参4－1－70
10－１－３　重力式（透過型）砂防堰堤詳細設計 …… 参4－1－71
10－１－４　流木対策工 …… 参4－1－72
10－１－５　渓流保全工詳細設計 …… 参4－1－73
第11節　「設計業務におけるコスト縮減及びリサイクル推進対策」の運用基準 …… 参4－1－74

第４編　土木設計業務等関係

第１章　土木設計業務等運用（参考資料）

第１節　運 用 基 準

１－１　設計業務の内容

設計業務の内容等は，「土木設計業務等共通仕様書」によるものとする。

１－２　工期の算定

工期＝Ｐ1＋Ｐ2＋Ｐ3＋Ｐ4

Ｐ1：必要とする作業日数（下表による）

Ｐ2：夏季休暇・年末年始休暇として，それぞれ７日間を加算する。

Ｐ3：作業準備，跡片付け，打合せ日数（10日とする）

Ｐ4：業務内容による補正日数（下表による）

業　務　価　格（千円）	必要とする作業日数　Ｐ1	業務内容による補正日数　Ｐ4
1,000以下	30	10
1,000を超え　2,000以下	50	10
2,000を超え　4,000以下	70	15
4,000を超え　6,000以下	90	20
6,000を超え　8,000以下	105	25
8,000を超え　10,000以下	120	30
10,000を超え　12,000以下	130	30
12,000を超える場合	別途算定する	30

業務内容による補正の対象業務

１．業務内容による安定解析を含んだもの。

２．ルートの選定や関係機関，地元協議等で日数を要するもの。（概略設計，予備設計等）

３．予備設計なしで詳細設計を実施するもの。

（注）１．必要とする作業日数（Ｐ1）は，不稼働日として，土曜，日曜，祝日及び稼働日における雨天作業不能日を含んだ日数である。

２．夏季休暇・年末年始休暇として，それぞれ７日間を加算する。（Ｐ2）

３．それぞれの作業での準備，跡片付け，打合せ日数として10日を加算する。（Ｐ3）

４．業務内容による補正日数（Ｐ4）は上表の業務について加算すること。

５．業務価格が12,000千円を超える場合は，次の算定式で求めること。

$$P1 = 74.0 + 4.5 \times 10^{-3} x + 1.2 \times 10^{-8} x^{2}$$

Ｐ1：必要とする作業日数　　ｘ：業務価格（千円）

６．業務の内容（プロポーザル方式による業務等）により，上表によりがたい場合は，別途考慮する。

１－３　設計書の記載例

費　目	工　種	種　別	細　別	規格	単位	員数	単価	金額	摘要
委託料									
	道路設計			式					
		道路概略設計		式					
			道路概略設計(B)	km					
		道路予備設計		式					
			道路予備設計(A)	km					
		道路詳細設計		式					
			道路詳細設計(A)	km					
	一般構造物設計			式					
		箱形函渠		式					
			箱形函渠詳細設計	箇所					
	橋梁設計			式					
		橋梁予備設計		式					
			橋梁予備設計	橋					
		橋梁詳細設計		式					
			鋼橋上部工	橋					
			橋台工	基					
			橋脚工	基					
			橋台基礎工	基					
			橋脚基礎工	基					
	打合せ			式					
		打合せ		式					
	直接経費			式					
		旅費交通費		式					
		電子成果物作成費		式					
			電子成果物作成費	式					
直接原価				式					
	その他原価			式					
間接原価				式					
業務原価				式					
	一般管理費等			式					
業務価格				式					
消費税相当額				式					
業務委託料				式					

２－４　交差点設計の適用区分

平面交差点設計における適用例

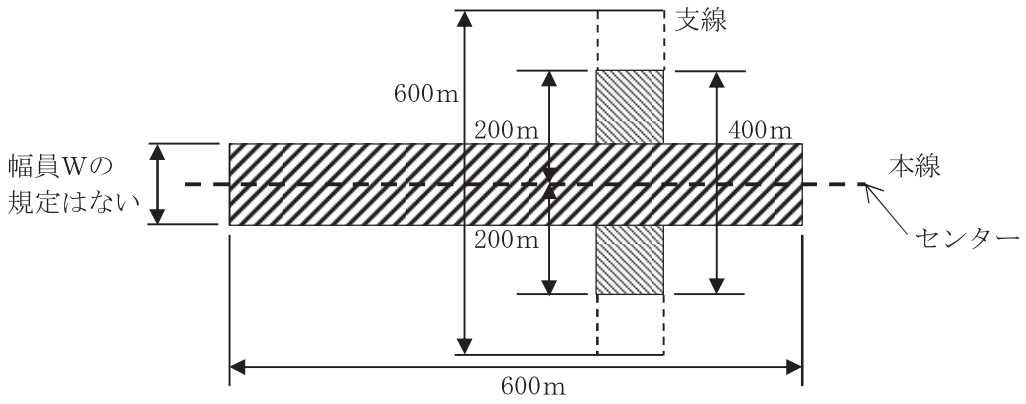

支線が２車線（対面）以上の場合	計上する数量
道路設計（本線分の設計）	L＝0.6km
平面交差点設計（支線分の設計）	N＝１箇所
道路設計（支線分の設計）	L＝0.2km

支線が２車線（対面）未満の場合	計上する数量
道路設計（本線分の設計）	L＝0.6km
平面交差点設計（支線分の設計）	計上しない（本線分に含まれる）
道路設計（支線分の設計）	L＝0.2km

予備設計，詳細設計のいずれも同様に取り扱うこと。

ただし，新設及び改良交差点を対象とし，各々の右折車線長（本線シフト含む）が200mを超える場合は，平面交差点設計についても別途計上すること。

４－４　落石防止柵詳細設計の作業区分

落石防止柵詳細設計の各作業区分における業務内容は以下のとおりとする。

作業区分	作業の範囲	
設計計画	業務概要，実施方針，業務工程，業務組織計画，打合せ計画等の事項について業務計画書を作成する作業。	
現地踏査	既存法面の検討資料，測量図等の資料を基にした測量内容と範囲，地質状況等を現地で目視により確認し，周辺状況を把握する作業。	
設計条件の確認	既存資料の内容で採用できる事項と詳細設計で決定する事項を整理し，必要な基本事項を検討，決定する作業。	
設計計算 設計図	詳細設計	決定された設計条件により，防止施設について，規模，断面形状，基本寸法等施工に必要な設計を行う作業。
	付属施設の設計	特記仕様書に基づき付属施設の設計を行う作業。
	設計計算	防止施設について必要な安定計算，応力計算を行う作業。
仮設設計	防止施設の施工方法，施工順序等について，現道交通の切り廻し・道路幅員が狭い・施工スペースがない等の現地条件を考慮し，施工計画書を作成すると共に，必要に応じて仮設設計を行う作業。主には，施工条件，施工方法，施工上の問題点とその整理とする。	
数量計算	詳細設計で作成した設計図に基づき，数量計算書を作成する作業。なお，数量計算書は土木設計マニュアル〔数量算出編〕及び〔設計積算編〕に基づき工種別，区間別にとりまとめる。	
照査	既存資料又は，現地踏査による基礎情報の収集等の確認・照査。地形，地質等が設計に反映されているかの照査。主要計画図の照査。設計図，概算工事費の適切性・整合性の照査等の作業。	
報告書作成	設計業務成果概要書，設計計算書，設計図面，数量計算書，概算工事費，施工計画書，現地踏査結果等の内容をとりまとめる作業。	

９－２　水門設計

設計内容は，水門本体，基礎工及びその他の構造物（管理橋・附属設備）等とする。

９－２－１　水門詳細設計

職種／区分	直接人件費						
	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
現地調査			1.0	1.0			
設計計画	1.5	1.5	3.0	10.0			
応力計算			4.5	6.5	17.0	20.5	
設計図					22.5	29.0	42.0
材料計算					12.0	17.5	26.5
照査		1.5	2.5	6.5			
合計	1.5	3.0	11.0	24.0	51.5	67.0	68.5

（備考）標準歩掛はゲート１門（20m）のもので，他の水門については，下表により係数を求め，その係数を標準歩掛に乗ずる。

河川幅による補正係数

河川幅W（m）	補正係数
５ｍ未満	0.6
５ｍ以上	0.025W＋0.5　小数第２位を四捨五入して１位止め

第11節　「設計業務におけるコスト縮減及びリサイクル推進対策」の運用基準

「設計業務におけるコスト縮減及びリサイクル推進対策」の運用基準

Ⅰ　主　　旨

公共工事のコスト縮減を図るために，設計段階において十分な検討・工夫が加えられることが極めて重要である。

設計業務は，一般的に概略設計，予備設計，詳細設計の順に段階的に設計され，設計の上流側ほどコスト縮減の効果は大きいと言われるが，前段階の設計を通じて得られるコスト縮減に関する情報が，後段階に十分に伝わらないことによって，コスト縮減の機会が失われている場合もあるものと考えられる。

そこで，前段階の情報を後段階に引継ぐために，「コスト縮減設計留意書」を作成することとし，設計業務発注において特記仕様書に明記し，その作業について積算で計上することとする。

また，リサイクル推進対策については，「建設リサイクル推進計画2002」を踏まえ，設計段階における取組のさらなる充実を図るために，土木関係は概略設計，予備設計及び詳細設計実施時，建築関係は基本設計及び実施設計実施時に「リサイクル計画書」の作成を行うこととし，設計業務発注において，特記仕様書に明示することとする。

Ⅱ　設計業務における「コスト縮減対策」について

1．適用範囲（土木関係）

後段階の設計において，一層のコスト縮減の検討の余地が残されている概略設計及び予備設計とする。

2．「コスト縮減対策」の運用について

⑴　直接人件費に「コスト縮減対策」として表－１の人件費を計上し，その他原価及び一般管理費等の対象とする。

（表－１）

主 任 技 師	0.5人
技　師　(A)	1.0人

⑵　業務内容として下記項目を「特記仕様書」に記載するものとする。

【概略設計】

（予備設計時に検討すべきコスト縮減提案）

当該業務では，選定されたケース毎について，コスト縮減の観点より，形状，構造，使用材料，施工方法等について，予備設計時に検討すべきコスト縮減提案を行う。

なお，この提案は概略設計を実施した技術者が，その設計を通じて得た着目点・留意点等（コスト縮減の観点から予備設計時に一層の検討を行うべき事項）について，予備設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり，本提案のために新たな計算等の作業を求めるものではない。

【予備設計】

（詳細設計時に検討すべきコスト縮減提案）

当該業務では，最適案として選定された１ケースについて，コスト縮減の観点より，形状，構造，使用材料，施工方法等について，詳細設計時に検討すべきコスト縮減提案を行う。

なお，この提案は予備設計を実施した技術者が，その設計を通じて得た着目点・留意点等（コスト縮減の観点から詳細設計時に一層の検討を行うべき事項）について，詳細設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり，本提案のために新たな計算等の作業を求めるものではない。

(3) 成果物は，形状，構造，材料，施工方法等を着目点に整理し，下記の「コスト縮減設計留意書」を作成する。

【概略設計】（コスト縮減設計留意書）

概略設計の内容	予備設計時に検討すべきコスト縮減提案及び効果	関連する検討事項及び問題点

【予備設計】（コスト縮減設計留意書）

予備設計の内容	詳細設計時に検討すべきコスト縮減提案及び効果	関連する検討事項及び問題点

３．適用年月日

平成10年８月１日以降起工決裁に係るもの。

第５編　その他調査，計画業務関係

第５編　その他調査，計画業務関係

第１章　その他調査，計画業務（参考資料）

第１節　道路環境調査 …… 参5－1－ 1
１－１　道路環境調査の流れ及び積算基準適用範囲 …… 参5－1－ 1
第２節　交通量推計業務 …… 参5－1－ 3
２－１　交通量推計業務作業の流れ図 …… 参5－1－ 3
２－２　交通量推計業務作業の作業内容 …… 参5－1－ 4
第３節　流量観測作業関係 …… 参5－1－ 5
３－１　積 算 基 準 …… 参5－1－ 5
３－１－１　適 用 範 囲 …… 参5－1－ 5
３－１－２　流量観測費の構成 …… 参5－1－ 5
３－１－３　観測構成費目の内容 …… 参5－1－ 5
３－１－４　流量観測の積算方法 …… 参5－1－ 6
３－２　標 準 歩 掛 …… 参5－1－ 7
３－２－１　適 用 範 囲 …… 参5－1－ 7
３－２－２　共 通 経 費 …… 参5－1－ 7
３－２－３　低水流量観測 …… 参5－1－ 8
３－２－４　高水流量観測 …… 参5－1－10
３－２－５　そ　の　他 …… 参5－1－11
第４節　調査，計画業務標準歩掛における機械経費等の構成 …… 参5－1－12
４－１　機械経費等の構成 …… 参5－1－12

第５編　その他調査，計画業務関係

第１章　その他調査，計画業務（参考資料）

第１節　道路環境調査

１－１　道路環境調査の流れ及び積算基準適用範囲

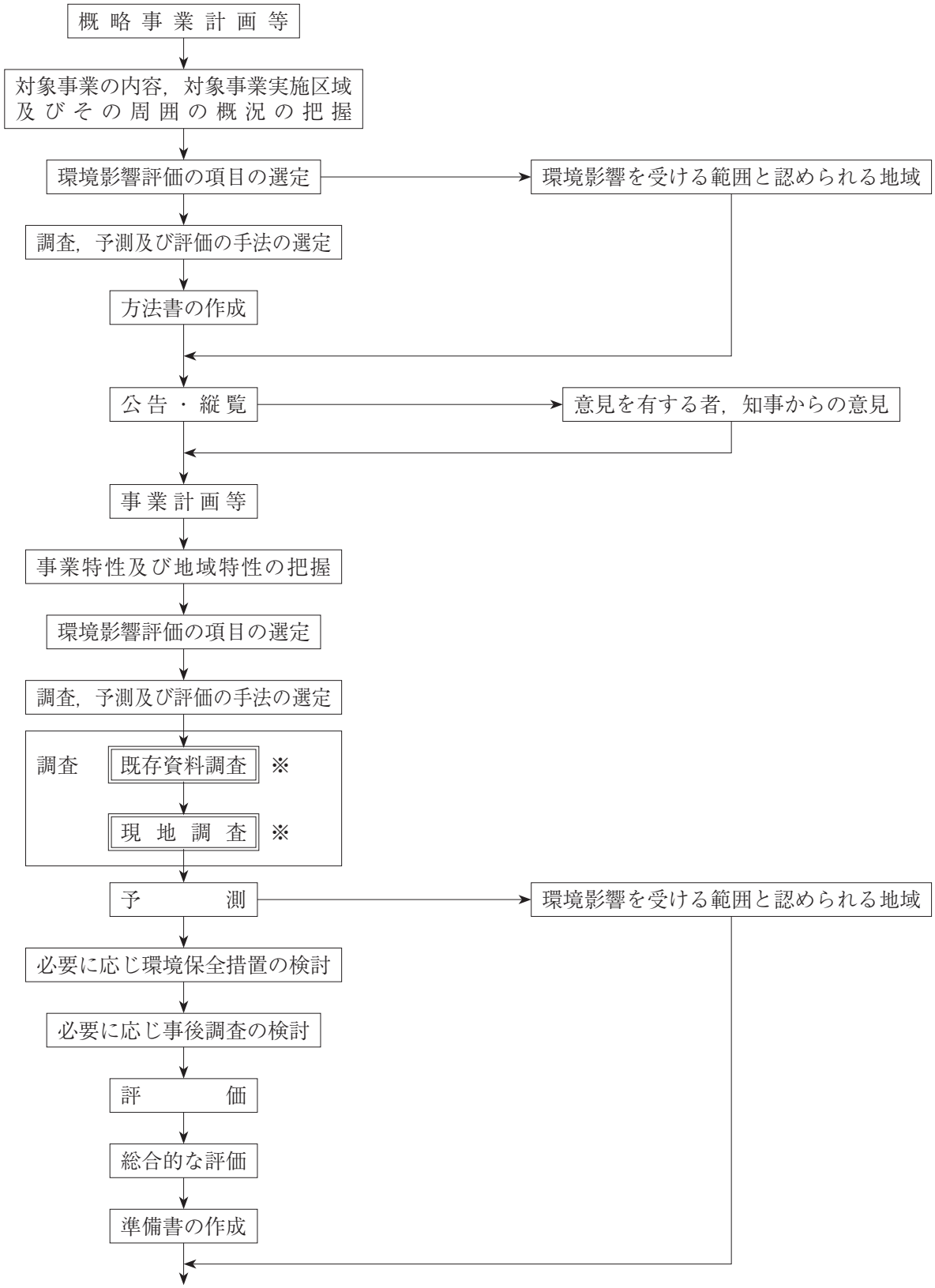

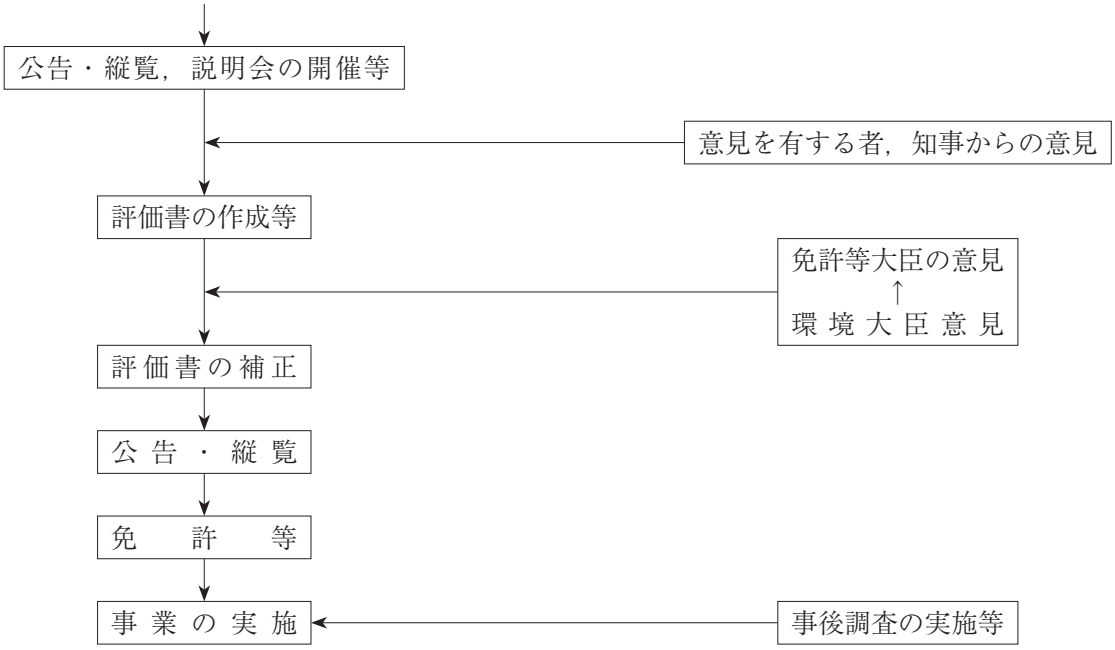

道路事業に係る環境影響評価の項目並びに，当該項目に係る調査，予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針，環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年６月12日建設省令第10号）第６条に基づく環境要素。

①大気質　②騒音振動 ※　③強風による風害　④低周波　⑤水質　⑥底質　⑦地形及び地質　⑧地盤　⑨土壌　⑩日照阻害　⑪動物　⑫植物　⑬生態系　⑭景観　⑮触れ合い活動　⑯廃棄物

※　積算基準の適用範囲は，①大気質，②騒音振動の「既存資料調査」，「現地調査」である。

第２節　交通量推計業務

２－１　交通量推計業務作業の流れ図

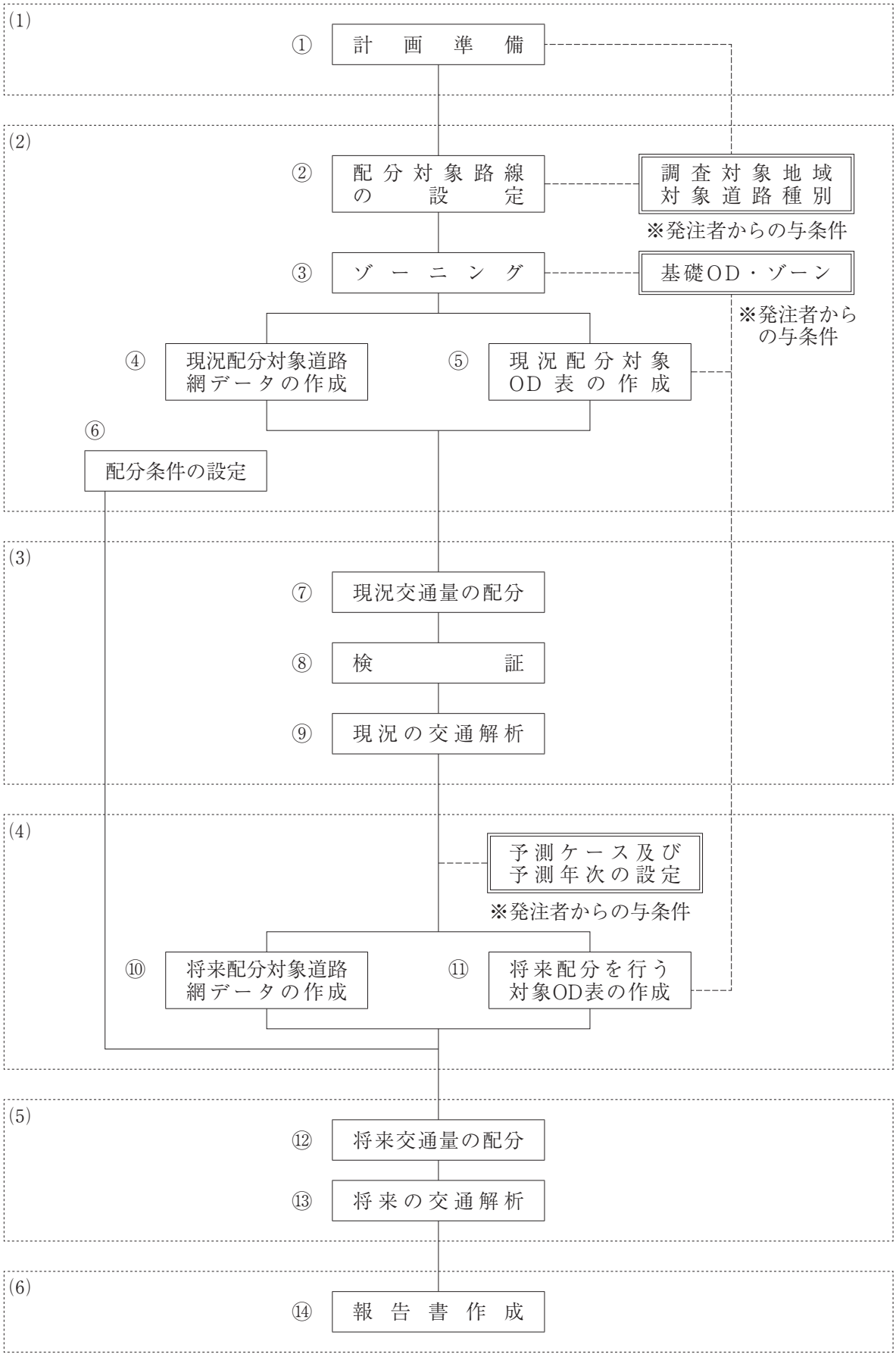

２－２　交通量推計業務作業の作業内容

⑴　計画準備

①　計　画　準　備　　業務目的・主旨を把握し，設計図書に示す業務内容を確認し，業務計画を立てる作業。

⑵　交通量配分用データの作成（現況データ作成）

②　配分対象路線の設定　　交通量推計業務の対象地域及び推計する道路種別（ここでは，高速道路，一般国道，主要地方道，県道といった種別を示す。）（以上は委託者から与えられる条件）をもとに，配分対象路線を設定する作業。

③　ゾ　ー　ニ　ン　グ　　配分対象の道路網に即した地域の大きさにゾーンを新規分割，修正分割等を行う作業。

④　現況配分対象道路網データの作成　　今回の交通量配分を行う為の基本となる現況の対象道路網と交通量発集点を設定する作業。（基本ネットワークデータの作成）

⑤　現況配分対象OD表の作成　　③の結果をもとに与えられた現況のOD表について新規分割，修正分割等を行う作業。

⑥　配分条件の設定　　配分条件（高速道路－一般道の転換式），QVモデル，配分時のODの時間分割数を検討，設定する作業。

⑶　交通量配分（現況交通量配分）

⑦　現況交通量の配分　　④⑤⑥をもとに現況の交通量の配分計算を行う作業。

⑧　検　　証　　②～⑦の設定の適否について現況交通量と照合する作業。

⑨　現況交通解析　　設計図書等に基づき，現況交通の特性について解析する作業。

⑷　交通量配分データの作成（将来データ作成）

⑩　将来配分対象道路網データの作成　　④をもとに将来配分を行う為に対象道路網と交通量発集点を修正設定する作業。（将来の基本ネットワークデータ作成と配分ケース別のデータ修正を行う。）

⑪　将来配分対象OD表の作成　　③⑤の結果をもとに，与えられた将来OD表について新規分割，修正分割等を行う作業。

⑸　交通量配分（将来交通量配分）

⑫　将来交通量の配分　　⑥⑩⑪をもとに将来の交通量の配分計算を行う作業。

⑬　将来交通解析　　設計図書等に基づき，将来交通の特性について解析する作業。

⑹　報告書作成

⑭　報告書作成　　業務全体の成果をとりまとめ，報告書を執筆する作業。

第３節　流量観測作業関係

３－１　積 算 基 準

３－１－１　適 用 範 囲

この積算基準は，福島県において実施している流量観測業務に適用するものとする。

３－１－２　流量観測費の構成

- 流 量 観 測 費
  - 流量観測価格
    - 直　接　費
      - 直接人件費
      - 材　料　費
      - 機 械 経 費
      - 運　搬　費
      - 旅費交通費
      - そ　の　他
    - 間　接　費
    - 一般管理費等
      - 諸　経　費
  - 消費税相当額

３－１－３　観測構成費目の内容

(1)　直 接 費

直接費は，次の各項目について計上する。

(イ)　直接人件費

流量観測に従事する技術員の人件費で，その基準日額は「土木・建築関係委託設計単価表」による。

(ロ)　材 料 費

材料費は，流量観測を実施するのに要する材料の費用である。

(ハ)　機械経費

機械経費は，流量観測を実施するのに要する費用であり，流速計，ゴムボート等使用する機械器具の機械損料を計上する。

(ニ)　運 搬 費

運搬費は，機械器具の運搬，現場内における機器の運搬及び労務者の輸送に要する費用である。

(ホ)　旅費交通費

旅費交通費は，流量観測を実施するのに要する費用であり，本基準及び土木・建築関係委託設計単価表または福島県旅費条例及び関係規則により積算する。

(ヘ)　そ の 他

その他は，流量観測に係る直接費のうち，上記(イ)～(ホ)以外に必要な費用である。

⑵　間接調査費

間接調査費は，動力用水光熱費，その他の費目で，直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用，情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料），PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む），熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）である。

また，主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については，対策の妥当性を確認の上，積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は，熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。

なお，間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。

⑶　一般管理費等

一般管理費等は，一般管理費及び付加利益よりなる。

㈠　一般管理費

一般管理費は，流量観測を実施する企業の本店及び支店における経費であって，役員報酬，従業員給与手当，退職金，法定福利費，福利厚生費，事務用品費，通信交通費，動力用光熱費，広告宣伝費，交際費，寄付金，地代家賃，減価償却費，租税公課，保険料，雑費等を含む。

㈡　付加利益

利益は，流量観測を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって，法人税，地方税，株主配当金，内部保留金，支払利息及び割引料，支払保証料，その他の営業外費用等を含む。

⑷　消費税相当額

消費税相当額は，消費税相当分とするものとする。

３－１－４　流量観測の積算方法

流量観測費は，次式によって積算する。

流量観測費＝（直接費）＋（間接費）＋（一般管理費等）＋（消費税相当額）

＝（直接費）＋（諸経費）＋（消費税相当額）

＝〔(直接費）×｛1＋（諸経費率)｝〕×｛1＋（消費税率)｝

ただし，諸経費は直接費に諸経費率を乗ずるものとする。諸経費率は「測量業務積算基準」の測量諸経費を適用する。

３－２　標準歩掛

３－２－１　適用範囲

本歩掛は，低水流量観測と高水流量観測に適用する。

⑴　低水流量観測

原則として，流速計を使用して流量を観測することをいう。

⑵　高水流量観測

原則として，浮子を使用して流量を観測することを言う。

３－２－２　共通経費

低水流量観測，高水流量観測に共通した経費として次のものを計上する。

⑴　計画準備

流量観測に先立ち，流量観測の作業計画を立案し，打合わせするものとする。

これらに測量技師及び測量技師補を各１人計上する。

⑵　現地調査

流量観測地点の状況等を把握するため，現地調査するものである。

現地調査に必要な時間を測量技師及び測量技師補各１人計上する。

必要時間＝Ａ＋Ｂ

（備考）１．Ａ：全観測所の調査時間

基準量水標，見通標，流量観測横断線自己水位観測所等現地の調査確認を行う。所要時間は，標準として30分間を計上する。

Ａ＝0.5ｈ×観測所数

２．Ｂ：往復及び移動時間

時間算定は，車両運転費の項によるものとする。

３．１日の実働時間は原則として８時間とし，８時間を超える場合は超勤とする。

４．低・高水観測を同一観測所で行う場合は，重複計上しない。

⑶　車両運転費

現地調査，打合せ，観測等に必要となる人員輸送，機械運搬（観測所又は事務所までの往復，観測所間の移動）のため，車両運転費を計上する。ただし，打合わせに限っては発注者と指名業者が同一都市の場合は計上しない。

㈠　運転距離

出発地は，指名業者の本支店所在地（営業所も含む）のうち，最寄りの都市とし，随意契約にあたっては，その業者の本支店（営業所も含む）都市として積算する。

㈡　運転時間

運転時間は，運転距離を車両の標準速度30km／ｈで除して求める。ただし，積雪，結氷その他により道路事情が上記と著しく異なる場合は，標準速度を実情に応じ別途定めることができる。

㈢　使用車両

使用車両は原則として，ライトバン（1,500cc，定員５名）とする。ただし，機械等の輸送が困難となる場合は，必要車種を計上できる。

㈣　運転労務費

運転労務費は計上しない。

⑷　中間打合わせ

流量観測結果等の中間打合わせを標準として，低水流量観測については，２ヶ月に１回，高水流量観測については，１洪水に１回実施するものとし，必要な打合わせ回数に応じて測量技師補0.5人×回数を計上する。

3－2－3　低水流量観測

(1)　外　　業

(イ)　班 編 成

班編成は原則として，次表のとおりとする。

低 水 流 量 観 測 班 編 成 表

観測区間 / 種　類	舟　観　測	徒　歩　観　測	
		水　中　観　測	橋　上　観　測
測 量 技 師 補	1　人	1　人	1　人
測　量　助　手	1　人	1　人	1　人
測 量 補 助 員	2　人	2　人	1　人
測量船操縦士	1　人	－	－

（備考）1．川幅の狭小な用排水路等の観測については，実情に応じ測量補助員を1名減じることが出来る。

2．測量船操縦士は，現地採用とし，流量観測時間のみを計上する。

(ロ)　歩　　掛

低水流量観測水面幅60～100m 1回当たり労務歩掛は次表のとおりとする。

低水流量観測歩掛表（水面幅60～100m　1回当たり）

観測区間 / 種　類	舟　観　測	徒　歩　観　測	
		水　中　観　測	橋　上　観　測
測 量 技 師 補	0.23 人	0.18 人	0.18 人
測　量　助　手	0.23 人	0.18 人	0.18 人
測 量 補 助 員	0.46 人	0.36 人	0.18 人
測量船操縦士	0.23 人	－	－

（備考）1．1回当たりとは，現地における準備，後片付けを含む1観測所の観測を1回（1往復）実施することをいう。

2．上記歩掛の水面幅（原則として，低水位の水面幅）による変化率は，次表のとおりとする。

歩掛変化率表

水　面　幅	変　化　率
10m未満	0.50
10～ 20m未満	0.55
20～ 40m未満	0.65
40～ 60m未満	0.80
60～100m未満	1.00
100～150m未満	1.10
150～200m未満	1.25
200m以上	1.40

3．地形地上の状態が悪い場合，高水敷等徒歩での移動距離が長い場合，及び流速が早い場合等標準の状態と著しく異なる観測所は，変化率を乗じた後の歩掛に必要な時間を加算することが出来る。

4．積雪，氷結期については，その実情に応じて変化率を乗じた後の歩掛に必要な時間を加算することが出来る。

(2) 内　　業

(イ) 内業の範囲

標準歩掛の内業の範囲は，共通仕様書で定める作業内容のとおりとする。

(ロ) 班 編 成

内業の班編成は，測量技師補，測量助手各１名とする。

(ハ) 歩　　掛

低水流量観測１観測所１回当り，次のとおりとする。

測量技師補　　0.15人

測 量 助 手　　0.15人

(ニ) その他の内業

内業として，その他の作業を追加する場合は，上記の班編成，労務歩掛の作業量に応じて，変更するものとする。

(3) 材 料 費

材料費は，野帳，用紙類，電池及びその他諸雑費等とし，内･外業の直接人件費（測量技師補，測量助手）の0.5％以下を計上する。

(4) 機械経費

流量計及び舟等とし，測量技師補の外業日数について機械損料を計上する。

主　要　機　械　損　料　表

種　　別	供　用　日　当　た　り		摘　　要
	損　料　率	損　料　額	
流速計（直 読 式）	$1,602\times10^{-6}$	土木・建築関係委託設計単価表による	
ボート（オール式）	建設機械等損料算定表参照（運転日当たり換算損料）		ゴムボート
ボート（船外機付）			モーターボート（FRP）

(5) 車両運転費

共通経費の車両運転費に準じ計上する。

３－２－４　高水流量観測

(1)　外　　業

(ｲ)　観測作業時間の算定

別項の班編成人員の作業時間は，原則として次図のとおりとする。

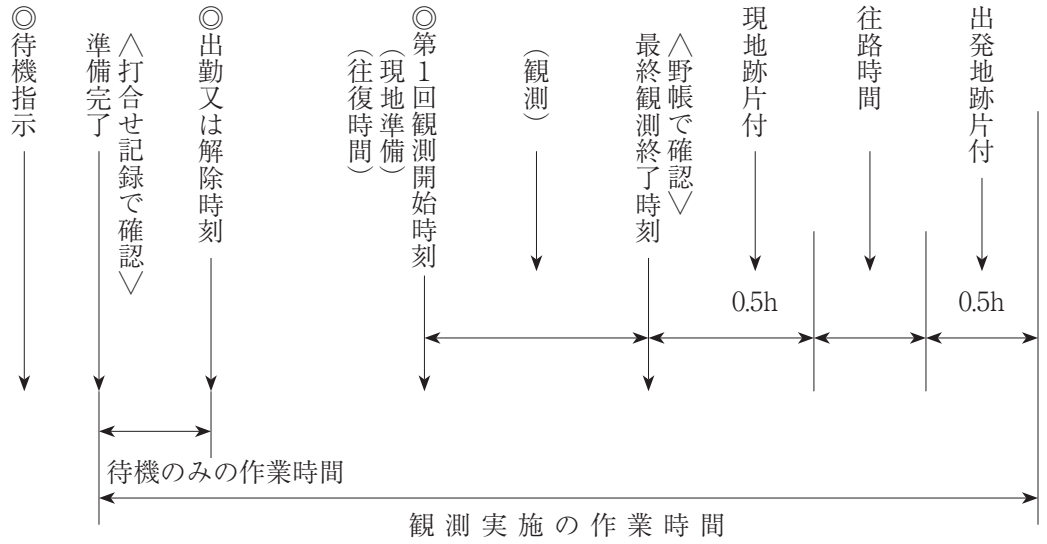

（備考）１．◎印は，監督員の指示した時刻とし，（　）書きは，個別に所要時間を算定する必要のない作業を示した。

２．復路時間は，共通経費の車両運転費に準じ算出する。また，交替時の往復時間も同様とする。

３．原則として12時間交替制（休憩時間１hを含むので11h計上）とし，１時間当たり単価は次表のとおりとする。

時　　間　　単　　価

種　別	対象時間	１時間当たり単価	摘　　要
A 時 間 帯	５時～22時	基準日額×１／８…①	当初の８時間
B 時 間 帯	５時～22時	①×構成比×1.25	８時間を超え12時間
C 時 間 帯	22時～５時	①＋①×構成比×0.25	当初の８時間
D 時 間 帯	22時～５時	①×構成比×1.5	８時間を超え12時間

（注）構成比については，土木･建築関係委託設計単価表の「直接人件費及び賃金」を参照。

４．当初設計は，各時間帯とも見込み時間数を計上し，変更設計では次のとおりとなる。なお，休憩時間（１h）は５時間目に１hを取るものとし，休憩時間以外を計上する。実際作業として，12時間に休憩時間が割り込まれ連続観測が可能とする。

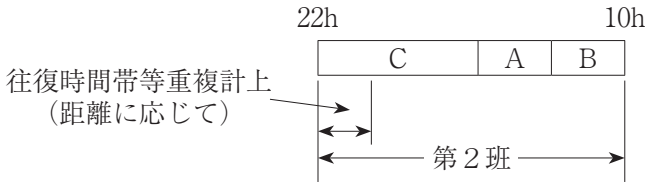

(ﾛ) 班 編 成

班編成は，原則として次表のとおりとする。

高水流量観測班編成表

種　　類	編　　成
測 量 技 師 補	1 人
測 量 助 手	1 人
測 量 補 助 員	3 人

（備考）現地の状況に応じ，測量補助員を１名増減することが出来る。

(2) 内　　業

(ｲ) 内業の範囲

標準歩掛の内業の範囲は，①観測野帳の整理，②断面積計算書の作成，③流量計算書（浮子）の作成とする。

(ﾛ) 班 編 成

内業の班編成は，測量技師補，測量助手各１名とする。

(ﾊ) 歩　　掛

高水流量観測１観測所１回当たり（流速測線５～６本程度）は，次のとおりとする。

ただし，流速測線数に応じ増減することが出来る。

測量技師補　　0.2人

測 量 助 手　　0.2人

(ﾆ) その他の内業

内業として，その他の作業を追加する場合は，上記の班編成歩掛を作業量に応じて，変更するものとする。

(3) 材 料 費

材料費は野帳，用紙類，電池及びその他雑品とし，内・外業の直接人件費（測量技師補，測量助手）の0.5％以下を計上する。なお，浮子は原則として，官よりの支給品とする。

(4) 運 搬 費

共通経費の車両運転費に準じ計上する。

３－２－５　そ の 他

(1) 低水流量観測と高水流量観測を一括委託する場合は，計画準備及び現地調査を同時作業とし，重複計上しないものとする。

(2) 積雪氷結期において，除雪，砕氷等が必要となる場合は，その実情に応じて測量補助員を必要人員，時間分計上できるものとする。

第６編　（一財）ふくしま市町村支援機構に委託する積算業務

第６編　（一財）ふくしま市町村支援機構に委託する積算業務

第１章　積算業務委託積算基準

第１節　積算業務委託積算基準 …… 参6－1－１
１－１　適 用 範 囲 …… 参6－1－１
１－２　歩掛及び積算基準 …… 参6－1－１
１－２－１　旅費交通費 …… 参6－1－１
１－２－２　歩　　掛 …… 参6－1－１
１－２－３　消費税相当額 …… 参6－1－２
１－２－４　業務委託料 …… 参6－1－２

第６編　（一財）ふくしま市町村支援機構に委託する積算業務

第１章　積算業務委託積算基準

第１節　積算業務委託積算基準

１－１　適 用 範 囲

本積算基準は，土木工事の設計業務のうち，積算業務のみを一般財団法人ふくしま市町村支援機構に対し委託する場合に適用する。〔下水道工事の積算業務のみを委託する場合は下水道工事積算業務委託積算基準（下水道課所管）による。〕

１－２　歩掛及び積算基準

１－２－１　旅費交通費

コード番号	ＳＣ０５１

(1)　打 合 せ

受注者が，打合せのため受注者の所在地から当該事務所までの間を往復する費用で，次式により算出する。

打合せ＝（往復交通費＋打合せ費）×協議回数

（備考）１．往復交通費は土木・建築関係委託設計単価表による。

２．打合せ費

打合せ費＝直接人件費×0.5日

３．打合せ者は，技師(A)，技師(B)各１名とする。

４．打合せ回数は，当初と成果物納入時の２回を計上する。

５．打合せには，打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間１時間程度以内）を含むものとする。

１－２－２　歩　　掛

コード番号	ＳＣ９９０

歩掛は，次表を標準とする。

（人／件）

工種＼職種	直接人件費			
	技師Ａ	技師Ｂ	技師Ｃ	技術員
設計計画	0.5	1.0		
図面修正	1.0	2.0		0.5
数量算出		1.5		
積算		0.6	0.7	
計	1.5	5.1	0.7	0.5

（備考）１．本表は，工事費10,000千円をこえ30,000千円以下の道路改良工事を対象とした標準歩掛である。

よって工事費，工種による補正は，表－１，表－２により次式で算出する。

$X = (1 + X_1) \cdot (1 + X_2)$

令和8年10月19日訂正

表－１　工事費による変化率

工　　事　　費	率（X_1）
～　5,000千円以下	－0.6
5,000千円こえ～ 10,000千円以下	－0.4
10,000千円こえ～ 30,000千円以下	0.0
30,000千円こえ～ 50,000千円以下	＋0.4
50,000千円こえ～100,000千円以下	＋1.0
100,000千円こえ～200,000千円以下	＋1.5

（注）１．修正作業の難易により30％の範囲内で増減できるものとする。
２．200,000千円をこえる工事費については，別途考慮すること。

表－２　工種による増減率

工　　種	率（X_2）
舗　　装	－30％
凍　雪　害　防　止	－30％
交　通　安　全　施　設	－30％
河　川・砂　防（流　路　工）	＋10％
砂　防（堰　堤　工）	－50％
橋　　梁	0％
ト　ン　ネ　ル	＋80％

（注）１．表中各工種の関連事業又は凍雪害防止（路盤改良）で拡幅を伴う場合は20％の範囲内で割増しできるものとする。
２．事務用品費（電子計算機使用料を含む）として，14,000円（１件当たり）計上のこと。

１－２－３　消費税相当額

消費税相当額は，消費税相当分とするものとする。

１－２－４　業務委託料

業務委託料は次の方式により積算するものとする。

業務委託料＝（業務価格）＋（消費税相当額）
＝〔｛(直接人件費）＋（直接経費）＋（その他原価)｝＋（一般管理費等)〕
×｛1＋（消費税率)｝

その他原価，一般管理費等は，「土木設計業務等積算基準」による。

第7編　参　　考　　資　　料

第7編　参　考　資　料

A．災害復旧事業業務委託積算基準 …… 参7－A－1

第１節　災害復旧事業業務委託積算基準の運用 …… 参7－A－1

第２節　測量業務委託積算基準 …… 参7－A－2

第３節　土木設計業務等委託積算基準 …… 参7－A－11

B．発注者支援業務 …… 参7－B－1

第１節　発注者支援業務委託 …… 参7－B－1

第２節　補完業務委託積算基準 …… 参7－B－7

A

B

A．災害復旧事業業務委託積算基準

A

第１節　災害復旧事業業務委託積算基準の運用 …… 参7－A－1
　１－１　適 用 範 囲 …… 参7－A－1
　１－２　仕　　様 …… 参7－A－1

第２節　測量業務委託積算基準 …… 参7－A－2
　２－１　適 用 範 囲 …… 参7－A－2
　２－２　測量業務費 …… 参7－A－2
　　２－２－１　測量業務費の構成 …… 参7－A－2
　　２－２－２　測量業務費構成費目の内容 …… 参7－A－2
　２－３　測量業務費の積算方式 …… 参7－A－3
　２－４　測量業務委託業務の工期算定について …… 参7－A－3
　２－５　設計書の記載要領 …… 参7－A－4
　２－６　測量作業歩掛表 …… 参7－A－6
　　２－６－１　作業計画・現地踏査歩掛表 …… 参7－A－6
　　２－６－２　法線測量歩掛表 …… 参7－A－6
　　２－６－３　平面・横断測量歩掛表 …… 参7－A－7
　　２－６－４　縦断測量歩掛表 …… 参7－A－8
　　２－６－５　打　合　せ …… 参7－A－8
　２－７　大規模災害測量作業歩掛表 …… 参7－A－8
　　２－７－１　査定補足測量 …… 参7－A－8
　　２－７－２　査定平面測量（ＵＡＶ写真測量） …… 参7－A－9
　　２－７－３　査定平面測量（数値地図作製） …… 参7－A－10
　　２－７－４　査定横断測量 …… 参7－A－10

第３節　土木設計業務等委託積算基準 …… 参7－A－11
　３－１　適 用 範 囲 …… 参7－A－11
　３－２　業務委託料 …… 参7－A－11
　　３－２－１　業務委託料の構成 …… 参7－A－11
　　３－２－２　業務委託料構成費目の内容 …… 参7－A－11
　３－３　業務委託料の積算 …… 参7－A－12
　３－４　設計委託業務の工期算定について …… 参7－A－12
　３－５　設計書の記載要領 …… 参7－A－13
　３－６　土木設計業務歩掛表 …… 参7－A－15
　　３－６－１　適 用 範 囲 …… 参7－A－15
　　３－６－２　道路災害査定設計歩掛表 …… 参7－A－15
　　３－６－３　河川災害査定設計歩掛表 …… 参7－A－16
　　３－６－４　河川環境特性表（ＡＢＣ表）作成業務歩掛表 …… 参7－A－17

３－６－５　豆図作成歩掛表 …… 参7－Ａ－18
３－６－６　打　合　せ …… 参7－Ａ－18
３－６－７　道路附属物のみの災害査定設計歩掛表 …… 参7－Ａ－18
３－６－８　凍上災害査定設計歩掛表 …… 参7－Ａ－18

Ａ．災害復旧事業業務委託積算基準

第１節　災害復旧事業業務委託積算基準の運用

１－１　適 用 範 囲

本基準は，災害復旧事業（道路，河川，河川護岸工に準ずる砂防及び海岸）における測量業務及び設計業務に適用する。

ただし，下記のものは適用外とする。

１．災害関連事業または助成事業等の改良復旧事業

２．被災の程度が大規模かつ改良的なもの

３．特殊工法による復旧事業

１－２　仕　　様

委託仕様は，下記による。

１．災害復旧事業業務委託共通仕様書（３．共通仕様書〔業務委託編Ⅱ〕に含む）

２．共通仕様書〔業務委託編Ⅰ〕

３．共通仕様書〔業務委託編Ⅱ〕

第２節　測量業務委託積算基準

２－１　適用範囲

この積算基準は一般的な災害復旧事業における測量業務を委託する場合に適用する。

２－２　測量業務費

２－２－１　測量業務費の構成

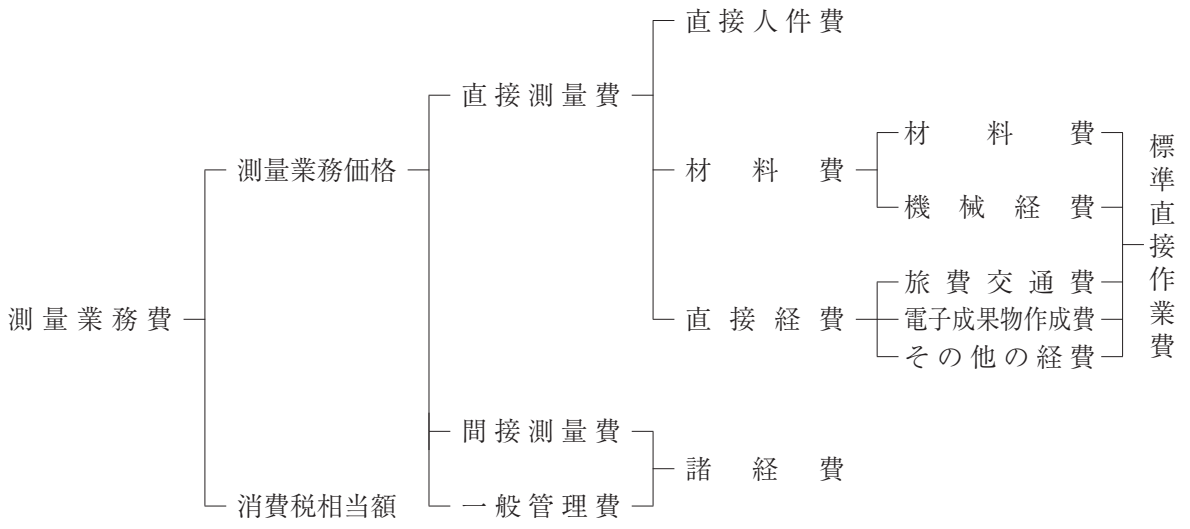

２－２－２　測量業務費構成費目の内容

(1)　直接測量費

直接測量費は，次の各項目について計上する。

(ｲ)　直接人件費

業務に従事する者の人件費である。なお，名称及びその基準日額等は別途定める。

(ﾛ)　材料費

材料費は，業務を実施するのに要する材料の費用である。

(ﾊ)　機械経費

機械経費は，業務に使用する機械に要する費用である。

(ﾆ)　直接経費

１）旅費交通費

旅費交通費は，業務にかかる旅費交通費であり，その算定は「参考資料　第１編　第２章　第１節　１－２　旅費交通費」によるものとする。

２）電子成果物作成費

電子成果物作成費は，電子成果物作成に要する費用である。

３）その他の経費

その他は，当該測量作業に係る直接測量費のうち，上記(ｲ)～(ﾆ)以外に必要な費用である。

⑵　間接測量費

間接測量費は，動力用水光熱費，その他の費用で直接測量費で積算された以外の費目とし，一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。

⑶　一般管理費等

一般管理費等は，一般管理費及び付加利益よりなる。

㈠　一般管理費

一般管理費は，当該業務を実施する企業の本店及び支店における経費であって，役員報酬，従業員給与手当，退職金，法定福利金，福利厚生費，事務用品費，通信交通費，動力用水光熱費，広告宣伝費，交際費，寄付金，地代家賃，減価償却費，租税公課，保険料，雑費等を含む。

㈡　付加利益

付加利益は，当該業務を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって，法人税，地方税，株主配当金，内部留保金，支払利息及び割引料，支払保証料等その他の営業外費用等を含む。

⑷　消費税相当額

消費税相当額は，消費税相当分とするものとする。

２－３　測量業務費の積算方式

諸経費率については，測量業務積算基準による。

２－４　測量業務委託業務の工期算定について

災害査定スケジュールを考慮し，柔軟に工期を設定すること。

２－５　設計書の記載要領

設計書の記載要領は下記のとおりとする。

(1)　設計書の記載例

測 量 及 び 試 験 費 内 訳 表

費　目	工　種	種　別	細別	規格	単位	員数	単価	金額	摘　要
測量費（X1000）									
	基準点測量								
		基準点測量（SA265）			式				第○号単価表のとおり
	路線測量（河川測量）								
		作業計画（SS010）			業務				第○号単価表のとおり
		現地踏査（SS011）			km				第○号単価表のとおり
		法線測量（SS012）			km				第○号単価表のとおり
		現地測量（SA181）			km				第○号単価表のとおり
		横断測量（SA140）			km				第○号単価表のとおり
		縦断測量（SA135）			km				第○号単価表のとおり
	直接作業費計								
		準備費			式				第○号内訳書のとおり
		旅費交通費			式				
		電子成果物作成費			式		（測量業務積算基準の計算式による）		
	直接経費計								
直接測量費計									直接作業費計＋直接経費
	諸経費				式				直接測量費計×率
測量業務価格					式				
消費税相当額					式				
測量業務費					式				

（注）準備費は借地，または特に補償を必要とする樹木（植樹林等）の伐木等がある場合に計上するものとする。

(2) 単価表の記載例

項　目	名　称	規　格	単位	数量	単価	金額	摘　要
直接人件費							
	測量技師		人				R1020
	測量技師補		人				R1030
	測量助手		人				R1040
	測量補助員		人				R1090
機械経費			式				直接人件費の○%
材料費			式				直接人件費の○%
計							
標準直接作業単価							
変化率							
単位当たり直接作業費							

２－６　測量作業歩掛表

費目コード	Ｘ１０００

２－６－１　作業計画・現地踏査歩掛表

作業工程（コード番号）及び標準作業量	所要日数					内外業の別	編成					延人日数					
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計
作業計画（SS010）１業務当たり	0.6	1.2	0.8			内	1	1	1			0.6	1.2	0.8			2.6
						外											
	0.6	1.2	0.8			計						0.6	1.2	0.8			2.6
現地踏査（SS011）１km当たり						内											
		1.0	1.0			外		1	1				1.0	1.0			2.0
		1.0	1.0			計							1.0	1.0			2.0

（備考）１．現地踏査における機械経費，材料費は下記による。
２．現地踏査の設計計上延長は，実被災延長とする。ただし，実被災延長が20m未満の箇所は，20mとして計上すること。

各費目の直接人件費に対する割合		
費目	割合	備考
機械経費	3.0%	
通信運搬費等	－	
材料費	11.8%	

２－６－２　法線測量歩掛表

作業工程（コード番号）及び標準作業量	所要日数					内外業の別	編成					延人日数					
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計
法線測量（SS012）１km当たり						内											
		2.7	2.7	2.7		外		1	1	1			2.7	2.7	2.7		8.1
		2.7	2.7	2.7		計							2.7	2.7	2.7		8.1

（備考）１．機械経費，材料費は下記による。
２．法線測量の設計計上延長は，実被災延長に前後20mを加算した延長とする。
３．道路・河川が全断面流出するなど被災の程度が甚大な場合には，第１編　第２章　第３節の線形決定並びに中心線測量を適用すること。

各費目の直接人件費に対する割合		
費目	割合	備考
機械経費	3.5%	
通信運搬費等	－	
材料費	9.5%	

２－６－３　平面・横断測量歩掛表

(1)　平面測量

平面図作成にあたっては，次のとおりとする。

１）測量により平面図を作成する場合には，「第１編　第２章　第２節　２－４　４級基準点測量」(SA265) 及び同「第９節　９－１　現地測量」(SA181) を適用する。

なお，設計計上数量は，実被災延長に前後20mを加算した延長に必要幅を乗じた面積とする。

計上数量：災害申請箇所当たり（20m＋被災延長＋20m）×測量幅

２）道路台帳図面等を活用する場合は，道路台帳整備調査委託設計基準を適用する。

計上数量：災害申請箇所当たり　20m＋被災延長＋20m

(2)　横断測量

横断図作成にあたっては，次のとおりとする。

１）「第１編　第２章　第４節　４－１－10　横断測量」(SA140) を適用する。

２）横断測量の設計計上数量は実被災延長とするが，必要に応じて加算すること。

【参考例】“２箇所工事”分を同一設計書の測量業務で発注する場合

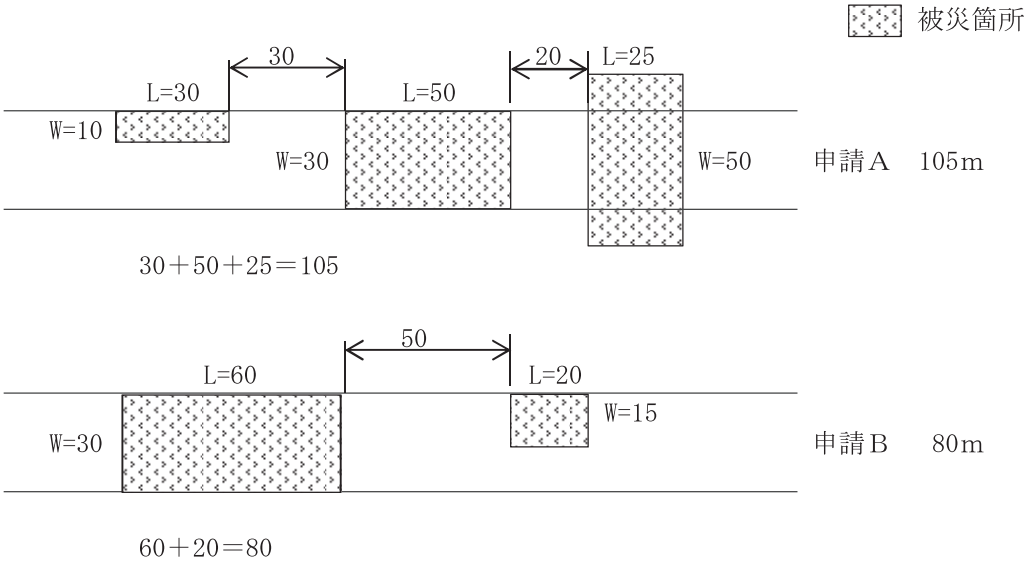

現地測量面積

Ａ１＝10×(20＋30＋15)＋30×(15＋50＋10)＋50×(10＋25＋20)＝5,650㎡

Ａ２＝30×(20＋60＋20)＋15×(20＋20＋20)＝3,900㎡

Ａ＝Ａ１＋Ａ２＝5,650＋3,900＝9,550㎡

※前後延長及び中抜け区間は必要に応じて加減すること。

横断測量延長

申請Ａ

延長＝30＋50＋25＝105m（実被災延長）

加重平均測量幅　(10×30＋30×50＋50×25)／105＝29.0＝29m

申請Ｂ

延長＝60＋20＝80m（実被災延長）

加重平均測量幅　(30×60＋15×20)／80＝26.25＝26m

２－６－４　縦断測量歩掛表

縦断図作成にあたっては，次のとおりとする。

⑴「第１編　第２章　第４節　４－１－９　縦断測量」(SA135) を適用する。

⑵　縦断測量の設計計上数量は実被災延長とするが，必要に応じて加算すること。

２－６－５　打　合　せ

コード番号	ＳＡ０９０

（１業務当り）

区　　分	測量主任技師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	備　　考
業 務 着 手 時	0.5	0.5		
中 間 打 合 せ		0.5	0.5	１回当り
成 果 物 納 品 時	0.5	0.5		

（注）中間打合せの回数は１回以上とし，業務の内容等を勘案し加算すること。

２－７　大規模災害測量作業歩掛表

２－７－１　査定補足測量

作業工程（コード番号）及び標準作業量	所要日数					内外業の別	編成					延人日数					
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計
現地踏査 (SS111) １箇所当たり						内											
		0.25		0.25	0.25	外		1		1	1		0.25		0.25	0.25	0.75
		0.25		0.25	0.25	計							0.25		0.25	0.25	0.75
補足測量 (SS112) １箇所当たり						内											
		0.5		0.5	0.5	外		1		1	1		0.5		0.5	0.5	1.5
		0.5		0.5	0.5	計							0.5		0.5	0.5	1.5

（備考）１．機械経費，材料費は下記による。

２．実被災延長が50m未満を１箇所として計上すること。ただし，１箇所で実被災延長が50m以上の場合は，次式により補正すること。

$n = L / 50m$

n：箇所数（箇所）

L：実被災延長（m）

（小数点以下は切り上げ）

各費目の直接人件費に対する割合		
費　　目	割　　合	備　　考
機　械　経　費	3.0%	
通 信 運 搬 費 等	8.5%	
材　料　費	2.5%	

２－７－２　査定平面測量（ＵＡＶ写真測量）

作業工程（コード番号）及び標準作業量	所要日数					内外業の別	編成					延人日数					
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計
ＵＡＶ写真撮影（SS113）１箇所当たり幅50m						内											
		0.25	0.25	0.25	0.25	外		1	1	1	1		0.25	0.25	0.25	0.25	1.00
		0.25	0.25	0.25	0.25	計							0.25	0.25	0.25	0.25	1.00
写真編集（SS114）１箇所当たり幅50m		0.25	0.10	0.20		内		1	1	1			0.25	0.10	0.20		0.55
						外											
		0.25	0.10	0.20		計							0.25	0.10	0.20		0.55

（備考）１．機械経費，材料費は下記による。
２．撮影延長及び編集延長が50m（撮影面積及び編集面積が2,500㎡）未満を１箇所として計上すること。ただし，撮影延長及び編集延長が50m（撮影面積及び編集面積が2,500㎡）以上の場合は，次のとおり補正すること。
３．ＵＡＶ写真測量の撮影延長及び編集延長は，実被災延長に前後20mを加算した延長とする。

撮影延長（撮影面積）	50m未満	50m～100m未満	100m～150m未満	150m～200m未満	200m～250m未満	250m～300m未満
	（2,500㎡未満）	（2,500㎡～5,000㎡未満）	（5,000㎡～7,500㎡未満）	（7,500㎡～10,000㎡未満）	（10,000㎡～12,500㎡未満）	（12,500㎡～15,000㎡未満）
変化率	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5

各費目の直接人件費に対する割合		
費目	割合	備考
機械経費	8.0%	
通信運搬費等	0.5%	
材料費	2.5%	

２－７－３　査定平面測量（数値地図作成）

作業工程（コード番号）及び標準作業量	所要日数					内外業の別	編成					延人日数					
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計
数値地図作成（SS115）１箇所当たり 1/500		0.1	0.2	0.5		内		1	1	1			0.1	0.2	0.5		0.8
						外											
		0.1	0.2	0.5		計							0.1	0.2	0.5		0.8

（備考）１．機械経費，材料費は下記による。
２．作成延長が50m（作成面積が2,500㎡）未満を１箇所として計上すること。ただし，作成延長が50m（作成面積が2,500㎡）以上の場合は，次のとおり補正すること。
３．数値地図作成の作成延長は，実被災延長に前後20mを加算した延長とする。

作成延長（作成面積）	50m未満（2,500㎡未満）	50m～100m未満（2,500㎡～5,000㎡未満）	100m～150m未満（5,000㎡～7,500㎡未満）	150m～200m未満（7,500㎡～10,000㎡未満）	200m～250m未満（10,000㎡～12,500㎡未満）	250m～300m未満（12,500㎡～15,000㎡未満）
変化率	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5

各費目の直接人件費に対する割合		
費目	割合	備考
機械経費	4.0%	
通信運搬費等	－	
材料費	2.5%	

２－７－４　査定横断測量

作業工程（コード番号）及び標準作業量	所要日数					内外業の別	編成					延人日数					
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	計
査定横断測量（SS116）１断面当たり						内											
		0.18	0.20	0.22		外		1	1	1			0.18	0.20	0.22		0.60
		0.18	0.20	0.22		計							0.18	0.20	0.22		0.60

（備考）１．機械経費，材料費は下記による。

各費目の直接人件費に対する割合		
費目	割合	備考
機械経費	2.0%	
通信運搬費等	－	
材料費	3.5%	

第３節　土木設計業務等委託積算基準

３－１　適 用 範 囲

この積算基準は一般的な災害復旧事業の査定設計業務及び実施設計業務等を委託する場合に適用する。ただし，特定災となることが明らかな箇所は適用外とする。

３－２　業務委託料

３－２－１　業務委託料の構成

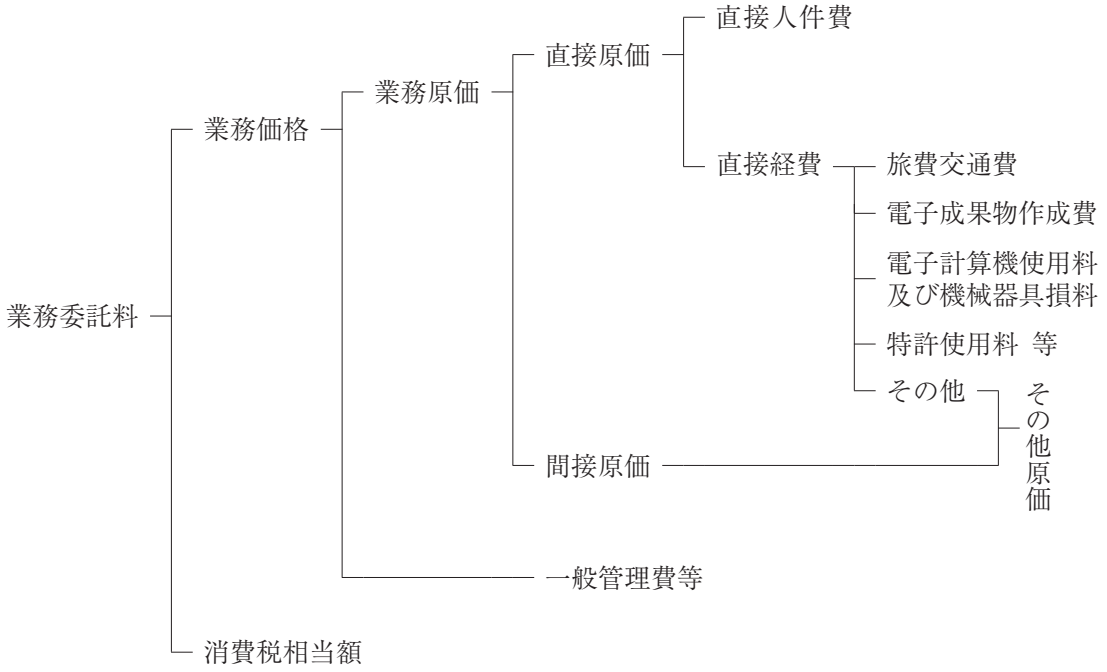

３－２－２　業務委託料構成費目の内容

⑴　直接原価

１）直接人件費

直接人件費は，業務処理に従事する技術者の人件費とする。

２）直接経費（積上計上分）

直接経費は，業務処理に必要な経費とする。

直接経費（積上計上分）は，次に示すものとする。

a　旅費交通費

b　電子成果物作成費

c　電子計算機使用料及び機械器具損料

d　特許使用料等

３）直接経費（積上計上するものを除く）

直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。

なお，特殊な技術計算，図面作成等の専門業に外注する場合に必要となる経費，業務実績の登録等に要する費用を含む。

⑵　間接原価

１）間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費，水道光熱費等の経費とする。

※　その他原価は直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。

⑶　一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価，間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

１）一般管理費

一般管理費は，建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって，役員報酬，従業員給与手当，退職金，法定福利費，福利厚生費，事務用品費，通信交通費，動力用水光熱費，広告宣伝費，交際費，寄付金，地代家賃，減価償却費，租税公課，保険料，雑費等を含む。

２）付加利益

付加利益は，当該業務を実施する建設コンサルタント等を，継続的に運営するのに要する費用であって，法人税，地方税，株主配当金，役員賞与金，内部留保金，支払利息および割引料，支払保証料その他の営業外費用等を含む。

３－３　業務委託料の積算

⑴　業務委託料の積算方式

業務委託料は，次の方式により積算する。

業務委託料＝（業務委託）＋（消費税相当額）

＝〔｛(直接人件費）＋（直接経費）＋（その他原価)｝

＋（一般管理費等)〕×｛1＋（消費税率)｝

⑵　各構成要素の算定

土木設計業務等積算基準による。

⑶　旅費交通費

旅費交通費は，当該設計業務委託作業を実施するのに要する費用である。その算定は次に示すものによる。

なお，設計積算に用いる基地は，原則として指名業者のうち，現地に最も近い本支店等が所在する市役所等とする。

１）現地調査

現地調査に係る旅費交通費は原則として計上しないものとする。

２）打 合 せ

受注者が打合せのため，受注者の本支店が所在する市役所等から当該事務所までの間を往復する費用とし次式により算出する。

打合せ＝（往復旅費＋打合せ費）×協議回数

往復旅費；土木・建築関係委託設計単価表による。なお，積算基地が県外の場合は，福島県旅費条例及び関係規則による。

協 議 費；「３－６－６　打合せ」による。

３－４　設計委託業務の工期算定について

災害査定スケジュールを考慮し，柔軟に工期を設定すること。

3－5　設計書の記載要領

設計書の記載要領は下記のとおりとする。

(1)　設計書の記載例

測量及び試験費内訳表

費　目	工　種	種　別	細別	規格	単位	員数	単価	金額	摘　要
委託料									(X6000)
	道路災害設計								
		片側設計			km				(SS150)
		両側設計			km				(SS150)
		安定計算			式				(特に必要な場合計上する)
		工法比較検討			式				(特に必要な場合計上する)
	河川災害設計								
		片側設計			式				(SS160)
		両側設計			式				(SS160)
		河川環境特性表(ABC表)作成			箇所				(SS170)
		安定計算			式				(特に必要な場合計上する)
		工法比較検討			式				(特に必要な場合計上する)
	豆図作成				箇所				(SS180)
	打合せ								
		打合せ			式				(SS190)
	直接経費								
		旅費交通費			式				
		電子成果物作成費			式		(概略，予備又は詳細設計の電子成果物作成費の計算式による)		
直接原価									直接人件費は（　）書とする
	その他原価								
間接原価									
業務原価									
	一般管理費等								
業務価格									
消費税相当額									
業務委託料									

(注)　1．道路災害設計における両側設計とは，全幅員にわたり被災したカ所または，左右法面同時被災カ所の場合とする。

2．安定計算及び比較検討があるものについては，設計計上すること。

(2) 単価表の記載例

項　　目	名　　称	規　　格	単位	数量	単価	金額	摘　　要
直接人件費							
	技　師　(A)		人				R5440
	技　師　(B)		人				R5450
	技　師　(C)		人				R5460
	技　術　員		人				R5470
計							

３－６　土木設計業務歩掛表

費目コード	Ｘ６０００

３－６－１　適 用 範 囲

(1)　測点間隔は20m程度を標準とする。

(2)　道路については片側・両側の区分を行わないこととし，河川については片岸・両側それぞれの歩掛表を適用すること。

(3)　砂防及び海岸災害復旧事業で河川護岸工に準ずるものは，本歩掛表を適用できる。

(4)　本歩掛表は査定設計及び実施設計までであり，工事金額の積算は別途電算業務を計上すること。

(5)　被災が原形を留めないほど甚大で全体的な予備検討を必要とする場合及び単一工種の経済比較検討や安定計算等が必要な場合は，別途設計を計上すること。

(6)　本歩掛表に写真撮影業務は含まないことから，別途計上すること。

３－６－２　道路災害査定設計歩掛表

コード番号	ＳＳ１５０

（一式）

職種 / 区分	直接人件費				
	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員
設計計画及び施工計画	0.5	1.0	2.5		
現地踏査		0.5	1.0	1.0	
平面縦断設計	0.5	1.0	2.0	2.0	2.0
横断設計		0.5	1.5	2.5	5.0
道路付帯構造物･小構造物設計		1.0	1.0	3.0	6.0
設計図				3.0	5.0
数量計算		0.5	1.5	3.5	5.0
照査	0.5	1.5			
計	1.5	6.0	9.5	15.0	23.0

（備考）１．標準断面による工事用道路設計を含むこととし，その他仮設構造物・用排水設計が必要な場合は，下表を別途計上すること。

２．本歩掛には摺り付け工の道路付帯構造物・小構造物設計を含む。

歩掛の補正

$S = A \times (L + 0.20)$

S：補正後の歩掛
A：標準歩掛
L：総延長（km）

（１箇所当り）

職種 / 区分	直接人件費				
	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員
仮設構造物・用排水設計			1.0	2.0	

（備考）１．仮設構造物の構造計算，水路の断面計算や水理計算等は本歩掛表に含む。

※　道路災害実施設計の運用

道路災害実施計画	コード番号	ＳＳ１５５

1．災害実施設計において，修正が必要である場合（査定において復旧延長に増減，又は軽微な工法変更があった場合）は,「設計計画及び施工計画」と「現地踏査」を除く項目の50％を計上する。

2．災害実施設計において,大幅な修正が必要な場合（査定において工法に変更が生じた場合）は,「設計計画及び施工計画」と「現地踏査」を除く項目の100％を計上する。

3．補完業務委託設計基準を適用するものは，査定設計において延長等が変更無し，又はのみ災,凍上災における実施設計の場合とする。

4．災害実施設計における打合せは当初と完了時でそれぞれに技師(B)を0.5人計上する。

３－６－３　河川災害査定設計歩掛表

コード番号	ＳＳ１６０

（一式）

区分＼職種	【標準片側】直接人件費					【標準両側】直接人件費				
	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員
設計計画及び現地踏査	0.5	1.0	1.0			1.0	1.0	1.0		
護岸の配置計画設計		1.0	1.5	2.0			1.0	2.0	2.5	
図面作成			1.5	2.5	6.5			2.0	3.5	8.5
数量計算			0.5	1.5	2.5			1.0	2.0	4.0
照査	0.5	0.5	1.0			0.5	1.0	1.5		
計	1.0	2.5	5.5	6.0	9.0	1.5	3.0	7.5	8.0	12.5

（備考）1．本歩掛には根固工，摺り付け工の配置計画設計を含む。
2．土嚢，瀬回し等の設計を含むこととし，仮設土留めや仮設矢板締切り等，応力計算を必要とするものは仮設備設計を別途計上すること。
3．標準断面による工事用道路設計を含むこととし，その他設計が必要な場合には仮設備設計を別途計上すること。
4．床止め工の原形復旧は本歩掛に含むこととし，新たに床止め工を設置する必要がある場合は，必要項目を別途計上すること。
5．基礎工設計，付帯施設の設計，施工計画，仮設備設計が必要な場合は，表の該当項目を別途計上すること。
6．「設計計画及び現地踏査」は設計計画を含んでいるが，外業として計上する。（外業の直接人件費（基準日額）を計上する。）

歩掛の補正

$S = A \times (0.0025 \times L + 0.25)$

S：補正後の歩掛
A：標準歩掛
L：総延長（m）

（1箇所当り）

区分＼職種	【標準片側】直接人件費 主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員	【標準両側】直接人件費 主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員
本体基礎工設計										
基礎工検討諸元設定		0.5	0.5	1.5			0.5	0.5	1.5	
安定計算		0.5	1.0	1.0			0.5	1.0	1.5	
付帯施設設計										
階段工等			0.5	0.5				0.5	0.5	
排水管渠			0.5	0.5				0.5	0.5	
その他施設		0.5	0.5	0.5			0.5	0.5	1.0	
施工計画		1.5	2.0	0.5			1.0	2.5	0.5	
仮設備設計		0.5	1.0	1.0			0.5	1.5	1.0	

（備考）1．仮設構造物の構造計算，河川の断面計算や水理計算等は本歩掛表「仮設備設計」に含む。

※　河川災害実施設計の運用

河川災害実施設計	コード番号	SS165

1．災害実施設計において，修正が必要である場合（査定において復旧延長に増減，又は軽微な工法変更があった場合）は，「設計計画及び現地踏査」を除く項目の50％を計上する。

2．災害実施設計において，大幅な修正が必要な場合（査定において工法に変更が生じた場合）は，「設計計画及び現地踏査」を除く項目の100％を計上する。

3．補完業務委託設計基準を適用するものは，査定設計において延長等が変更無しの場合とする。

4．災害実施設計における設計協議は当初と完了時でそれぞれに技師(B)を0.5人計上する。

3－6－4　河川環境特性表（ＡＢＣ表）作成業務歩掛表

コード番号	SS170

（1箇所当り）

区分＼職種	直接人件費 主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員	摘要
現地調査			0.2			（外業）
資料作成			0.1		0.1	（内業）
合計			0.3		0.1	

（参考）

・外業作業内容

1．河川状況調査　縦断測量（河川勾配算出）
　　横断測量（川幅，水深，法勾配等の算出）
　　河床代表粒径調査及び写真撮影

2．自然環境調査　植物，鳥類，両生類，魚類，甲殻類（カニ），昆虫，貝類など

3．親水空間利用状況調査　水質・水深・堤防状況調査
　　水辺利用状況等調査

4．周辺環境調査　背後地状況，周辺景観要素，周辺施設，歴史的風土，文化財，公園など

・内業作業内容

1．ＡＢＣ表作成　環境スケッチ平面作成（Ａ表）
　　申請工法選定根拠（標準横断）
　　設計流速算定表（Ｂ表）
　　護岸工法設計流速関係表（Ｃ表）

３－６－５　豆図作成歩掛表

コード番号	ＳＳ１８０

（10箇所当り）

職種 / 区分	直接人件費				
	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員
豆図作成				0.2	0.3
合計				0.2	0.3

３－６－６　打合せ

コード番号	ＳＳ１９０

（１業務当り）

職種 / 区分	直接人件費				
	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員
業務着手時		0.5	0.5		
中間打合せ（※）			0.5	0.5	
成果物納入時		0.5	0.5		

※　中間打合せは災害箇所10箇所当り１回を計上する。なお，災害箇所数は繰り上げで計算する。
（例：災害箇所12箇所→中間打合せ２回）

３－６－７　道路附属物のみの災害査定設計歩掛表

コード番号	ＳＳ２００

（１km当り）

職種 / 区分	直接人件費				
	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員
設計計画及び現地踏査		0.5	1.0	1.0	
道路付帯構造物･小構造物設計		0.5	1.0	2.5	4.5
照査	0.5	1.5			
計	0.5	2.5	2.0	3.5	4.5

（注）１．歩掛の補正は「３－６－２　道路災害査定設計歩掛表」による。
２．設計協議は「３－６－６　打合せ」による。
３．「設計計画及び現地踏査」は設計計画を含んでいるが，外業として計上する。（外業の直接人件費（基準日額）を計上する。）

３－６－８　凍上災害査定設計歩掛表

コード番号	ＳＳ２１０

（１km当り）

職種 / 区分	直接人件費				
	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員
設計計画及び現地踏査		0.5	1.0	1.0	
平面縦断設計	0.5	1.0	2.0	2.0	2.0
照査	0.5	1.5			
計	1.0	3.0	3.0	3.0	2.0

（注）１．歩掛の補正は「３－６－２　道路災害査定設計歩掛表」による。
２．設計協議は「３－６－６　打合せ」による。
３．「設計計画及び現地踏査」は設計計画を含んでいるが，外業として計上する。（外業の直接人件費（基準日額）を計上する。）

B. 発注者支援業務

第１節　発注者支援業務委託 …… 参7－B－１
１－１　発注者支援業務委託実施要領 …… 参7－B－１
１－２　発注者支援業務積算基準 …… 参7－B－２
１－２－１　適用範囲 …… 参7－B－２
１－２－２　業務委託料 …… 参7－B－２
１－２－３　業務委託料の積算 …… 参7－B－３
１－２－４　標準歩掛 …… 参7－B－４
１－２－５　積算基準の考え方 …… 参7－B－６

第２節　補完業務委託積算基準 …… 参7－B－７
２－１　適用範囲 …… 参7－B－７
２－２　業務委託料の積算 …… 参7－B－７
２－３　土木，構造物等数量算出歩掛 …… 参7－B－７

B

B．発注者支援業務

費目コード	XA000

第１節　発注者支援業務委託

１－１　発注者支援業務委託実施要領

発注者支援業務委託実施要領

第１条（目　的）

この要領は福島県が施工する土木請負工事の施工に必要な監督業務の一部を委託する場合に必要な事項を定めることにより委託業務の適正な履行を図ることを目的とする。

第２条（対象とする工事）

発注者支援業務委託は工事件数，工事内容，現場条件及び監督員の数などを十分に勘案の上，現有監督員のみでは適正な履行を確保できない工事を対象とする。

第３条（委託できる業務）

担当監督員の指示により行う，次に掲げる補助業務。

１．積算に必要な図面その他の資料作成に関する業務
２．工事施工中の内容の変更又は，設計図書の訂正に必要な調査及び図面その他資料作成に関する業務
３．契約図書で実施方法，規格などの基準が定められている工事の出来形，品質，工程管理等の業務
４．監督員と工事受注者との連絡業務
５．竣工検査に必要な資料の作成に関する業務
６．検査等の立会いに関する業務

第４条（積算基準）

委託費の積算は，別に定める「発注者支援業務積算基準」による。

第５条（執行方法）

業務の執行は次に掲げる仕様書等による。

１．発注者支援業務共通仕様書
２．発注者支援業務特記仕様書
３．土木工事共通仕様書
４．工事請負契約書及び設計図書
５．福島県土木部土木建築工事監督・検査指針
６．その他別に定める基準

第６条（発注者に対する指導）

１．発注者は，委託業務の適正な履行を図るため，受注者に対して常に指導監督に努めなければならない。
２．業務の完了にあたっては，業務委託契約書のほか，本要領第５条で定める仕様書等により業務履行状況及び完了を確認しなければならない。

１－２　発注者支援業務積算基準

１－２－１　適 用 範 囲

この積算基準は，福島県が発注する土木工事に係る発注者支援業務を発注する場合に適用する。

１－２－２　業務委託料

⑴　業務委託料の構成

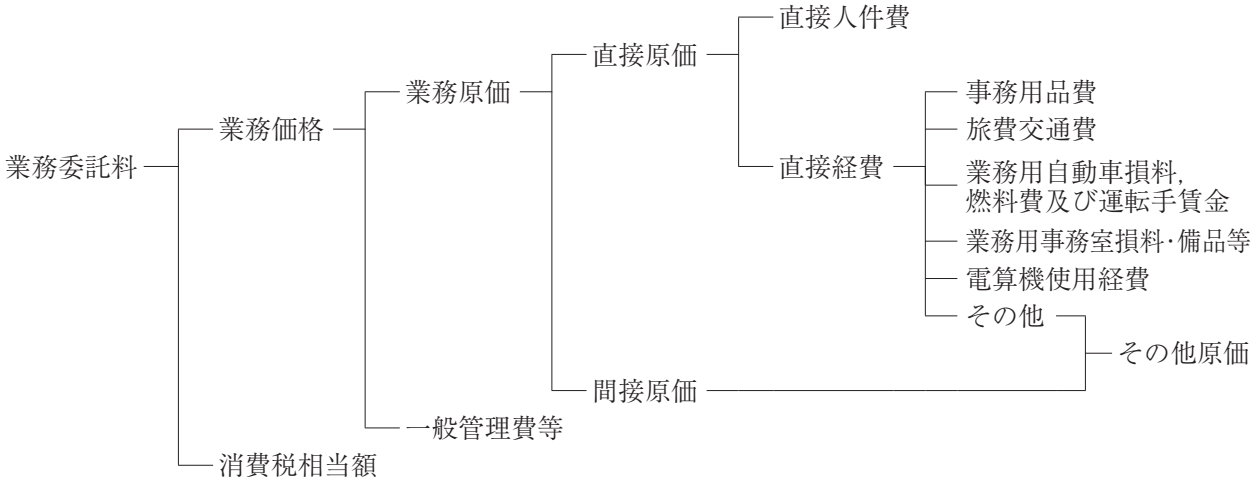

⑵　業務委託料構成費目の内容

１）直接原価

①　直接人件費

直接人件費は，業務に従事する者の人件費とする。

②　直接経費（積上計上分）

直接経費は，業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。

ａ．事務用品費

ｂ．旅費交通費

ｃ．業務用自動車損料，燃料費及び運転手賃金

ｄ．業務用事務室損料及び備品費等

ｅ．電算機使用経費　　等

③　直接経費（積上計上するものを除く）

直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。

２）間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費，水道光熱費等の経費，オンライン電子納品に要する費用，情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料），PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む），熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）とする。

また，主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については，対策の妥当性を確認の上，積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は，熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。

※その他原価は、直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。

３）業務原価

業務原価は直接原価及び間接原価からなる。

４）一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価, 間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

５）消費税相当額

消費税相当額は，消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

１－２－３　業務委託料の積算

(1)　業務委託料の積算方式

業務委託料は，次の方式により積算するものとする。

業務委託料　＝（業務価格）＋（消費税相当額）

＝［(業務原価）＋（一般管理費等)］＋（消費税相当額）

＝［(直接人件費）＋（直接経費）＋（その他原価)］＋（一般管理費等）

＋（消費税相当額）

(2)　各構成費目の算定

１）直接原価

①　直接人件費

業務に従事する者の基準日額については，　１－２－４　標準歩掛による。

②　直接経費

事務用品費，業務用自動車損料，燃料費及び運転手賃金，業務用事務室損料及び電算機使用経費は業務遂行上特に必要で特記仕様書に明記した場合に計上する。

a　事務用品費

特に必要がある場合に計上する。

なお，土木工事共通仕様書その他現場に必要な専門図書は，その他原価に含まれる。

b　旅費交通費

旅費交通費は「設計業務等標準積算基準」,「土木・建築関係委託設計単価表」,「福島県旅費条例」及び「福島県旅費規程」により積算する。

発注者施設で業務を実施する場合であって，通勤により業務を行う場合は，出発基地から業務場所までの交通費は原則として計上しない。ただし，滞在費が必要となる場合は適宜計上する。

※１.「出発基地」とは，原則として指名業者又は入札参加可能業者のうち現地に最も近い本支店が所在する市役所等とする。

※２．打合せについては，出発基地から発注者の事務所等までの旅費交通費を計上する。この場合の旅費交通費は「設計業務等標準積算基準（参考資料）第１編　第２章　第１節」によるものとする。

c　業務用自動車損料，燃料費及び運転手賃金

監督業務に業務用自動車を使用する場合，必要な自動車は次により積算する。

(i)　業務用自動車の規格は，原則として５人乗りライトバン（1.5ℓ）とする。

(ii)　業務用自動車損料については,「建設機械損料算定表」に基づいて積算する。

d　業務用事務室損料・備品等

発注者施設を無償使用する場合は計上しないものとする。

e　電算機使用経費

コード番号	ＳＣ９１０

電算機リース料等が必要となる場合は，直接人件費に対し，下記表の率を乗じた額を電算機使用経費として積算すること。

電算機使用経費
直接人件費の2.7％

（注）直接人件費は，往復旅行時間にかかる直接人件費を除くものとする。

f　そ の 他

電子成果物作成費が必要となる場合は，別途計上する。

2）その他原価

その他原価は，次式により算定した額とする。

（その他原価）＝（直接人件費）×α／（1－α）

ただし，αは原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり，25％とする。

3）一般管理費等

一般管理費等は，次式により算定した額とする。

（一般管理費等）＝（業務原価）×β／（1－β）

ただし，βは業務価格に占める一般管理費等の割合であり，35％とする。

(3)　変更の取扱い

業務委託の変更は，次の各号に基づいて行うものとし，官積算書をもとにして次の式により算出する。

$$\text{変更業務委託料} = \text{変更積算金額} \times \frac{\text{直前の請負金額}}{\text{直前の積算金額}}$$

1）直接人件費は，業務内容（業務対象工事件数等）の変更に応じて変更する。

2）直接経費

旅費交通費は，業務内容の変更に伴い当初設計の旅費交通費が変わる場合に変更する。

3）その他原価及び一般管理費等は，直接人件費等の変更に伴い変更を行う。

(4)　そ の 他

その他の業務委託料に関する算定については，必要に応じて，「設計業務等標準積算基準」を参考とする。

1－2－4　標 準 歩 掛

標準歩掛は以下のとおりとする。

(1)　打 合 せ

1月当たり

作　業　区　分	単位	数　量	職　　階	備　　考
定　例　打　合　せ	人	1.2	技師（A）	移動時間を含む。 2回／月を標準とする。

備考　1．打合せには，打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度以内）を含むものとする。

2．打合せには，電話，電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。

3．担当技術者の歩掛は，基準日額の計算に含む。

4．打合せ回数は，必要に応じて変更できる。

(2) 工事監督支援業務

1）業務計画

1業務当たり

作業区分	単位	数量	職階	備考
業務計画	人日	1.4	技師（A）	担当技術者の歩掛は，基準日額の計算に含む。

2）工事管理

1工事当たり

作業区分	単位	数量	職階	備考
工事管理	人日	0.4	技師（A）	工事書類，関係資料の確認を対象とする。

※ 管理技術者を対象とする。

3）監督員補助

コード番号	SC830

1ヶ月当たり

作業区分	単位	数量	職階	備考
管理技術者（指揮・監督業務）	人日	1.1	技師（A）	想定される担当技術者が2人以下の場合は，0.5を乗じる。
担当技術者	式	1.0	技師（C）	直接人件費の計算は次式による。
直接経費	式	1.0		

（注）指揮・監督業務については管理技術者を対象とする。

担当技術者については，以下の通りとする。

・担当技術者（式／月）＝基準日額 × 必要人数 × 19.5人／日・月

＋ 超過業務標準相当額（必要人数分）

・担当技術者の必要人数は，業務対象工事量を考慮し決定するものとする。

・超過業務標準相当額の積算は，相当技術者の時間外給与月当たり30時間相当分を計上することを標準とする。なお，超過業務時間あたり単価は次式による。

$$\text{超過時間あたり標準単価} = \text{基準日額} \times \frac{1}{8} \times A \times B$$

（小数点以下を切り捨てし1円単位とする。）

ただしA，Bは以下の通りとする。

$$A = \frac{125}{100} \qquad B = \text{割増対象賃金比}$$

１－２－５　積算基準の考え方

⑴　担当技術者の計上基準

１）職階は，「技師(C)」とする。

２）担当技術者の必要人数は，業務規模，業務内容等により必要人数を計上するものとする。

３）担当技術者の時間外給与月当たり30時間相当分を計上することを標準とする。

⑵　管理技術者の打合せについて

１）１業務１ヶ月に２回打合せを行い，１回当たり技師(A)を0.6人計上するものとする。

２）打合せ場所は，事務所等とする。

３）業務打合せの内容等

①　業務の履行状況の確認

②　業務の実施計画

③　その他業務の実施上必要となる事項

なお，管理技術者は，業務及び工事現場の状況等を把握した上で業務打合せにあたることを当初打合せ時に伝えるものとする。

４）１回当り日額は，往復時間，業務打合せの時間を含むものとする。

⑶　直接経費

１）事務用品費については，業務遂行上特に必要で特記仕様書に明記した場合に計上する。

①　事務用品費は原則として計上しない。

②　事務用机及び椅子は発注者備品を無償使用する場合，原則として計上しない。

なお，計上する場合の単価は，「土木・建築関係委託設計単価表」による。

２）旅費交通費

①　積算基地からの片道距離が30㎞未満の場合，通勤により業務を行うものとし，担当技術者の往復交通費及び滞在費は計上しない。積算基地からの片道距離が30㎞以上の場合，現地に滞在して業務を行うものとするが，高速道路等の利用により通勤とした方が，経済的かつ業務実態に合致する場合は，通勤として積算する。この場合，往復交通費及び高速道路等の料金を別途計上する。

②　打合せの出発基地は，指名業者又は入札参加可能業者のうち最も近い本支店等が所在する市役所等とする。なお，契約後，基地の変更は行わない。

３）業務用自動車損料，運転費等

業務に必要な自動車は次のａ～ｅにより積算する。

ａ．業務用自動車の規格は，原則として５人乗りライトバン（1.5ℓ）とする。

ｂ．１日の運転時間は２時間とし，燃料及び運転時間当たりの損料は当該時間，供用日あたり損料は１日分を計上する。

ｃ．業務用自動車損料については，「建設機械等損料算定表」に基づいて算出する。

ｄ．運転労務費は，担当技術者が運転するものとして計上しない。

ｅ．運転対象日数は，必要日数を計上する。

４）事務室損料等

事務室損料等は発注者施設を無償使用とし，原則として計上しない。

第２節　補完業務委託積算基準

２－１　適用範囲

本歩掛は，道路，河川の設計において与えられた資料にもとづいて土工（路盤舗装等の面積算出を含む）及び構造物の数量を算出するものである。

本歩掛表は下記に示す範囲の設計業務に適用する。

１）当初の実施設計または詳細設計の資料を与え，それを基本として土工及び構造物等の数量のみを見直す場合に適用する。

２）中心線，縦断，横断を変更する場合には適用しない。

３）測点間隔は20mを標準とする。

２－２　業務委託料の積算

「土木設計業務等積算基準」に準ずる。

２－３　土木，構造物等数量算出歩掛

(1)　標準歩掛

コード番号	ＳＣ８９０

（１km当たり）

区分＼職種	直接人件費			備考
	技師(B)	技師(C)	技術員	
現地調査	0.8			
平面図作成		0.8	3.3	
縦断図作成			1.0	
横断図作成		0.2	1.3	
土工数量算出	0.3	0.7	0.7	
構造物数量算出	0.3	0.7	1.6	
照査	0.5			
合計	1.9	2.4	7.9	

（備考）１．図面作成については，必要に応じてそれぞれの歩掛を計上する。
２．打合せのメンバーは，技師(B)１名程度を標準とする。
３．打合せには，打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間１時間程度以内）を含むものとする。

(2)　標準歩掛の補正

次式により標準歩掛の補正を行うものとする。

補正後の歩掛＝（標準歩掛）×（補正係数）

$$y = x^{0.613}$$

y：補正係数

x：設計延長（km）

なお，設計延長ｘ（km）は，小数第２位まで入力し，補正係数ｙは，小数第２位（小数第３位四捨五入）まで算出する。

設計業務等標準積算基準

令和８年10月１日

編集発行　　福　島　県　土　木　部

八 幡 印 刷 株 式 会 社